

◆ 三重県歯科医師会前会長（現顧問）故 中村宗矩先生のご逝去を悼む	1
◆ 特集・みえ歯ートネット始動！	2
平成21年度学校歯科保健先進地視察研修	12
平成21年度病院歯科における口腔ケア実践研修	16
第2回学術研修会	18
平成21年度救急処置講習会	21
平成22年度診療報酬改定説明会	22
日本歯科医師会第165回定時議員会レポート	23
2月理事会報告 (機構改革委員会の答申を受け公益法人制度改革への対応について協議)	24
2月支部長会報告（平成22年度事業計画、公益法人制度改革について協議）	26
3月理事会報告（代議員会附議事項について協議 公益法人制度改革に対する本会の方向性に関する議案上程へ）	32
第205回定時議員会報告	34
平成22年度事業計画	39
企画調査委員会特別レポート（「三重県歯科医師会にとって公益法人制度改革とは何か」）	44
平成21年度新入会員講習会	52
第6回機構改革臨時委員会	52
第1回支部医療管理担当者連絡協議会	53
第1回支部学術担当者連絡協議会	53
第127回通常組合会報告	54
第77回臨時総代会報告	54
平成22年度所得税法の改正の概要	56
会員事業部門生涯研修コーナー（今月の生涯研修該当論文）	58
委員会便り	60
2・3月会務日誌	60
会員消息のページ	62
互助会各部・歯科国保組合の現況	66
編集後記	68



## 三重県歯科医師会前会長（現顧問） 故 中村宗矩先生のご逝去を悼む

三重県歯科医師会会长 峰 正博

中村宗矩顧問急逝の報を受けたのは、3月4日(木)早朝のことでした。その瞬間、にわかには信じられず、私の聞き間違いであろうと思ったほどでした。中村先生は平成14年3月に三重県歯科医師会会长の職務をリタイアされてからも、日本歯科大学全国校友会の副会長、同大学の三重県校友会会长の職務を受けられ、今なお精力的に歯科界を牽引されていました。もちろん三重県歯科医師会においても顧問として、後を引き継いだ私どもの執行部を見守って下さっていました。

三重県歯科医師会の会長を務められた9年間には、日本歯科医師会理事や日本歯科医師連盟副会長を兼任されていた時期もありました。それだけでも十分に激務と呼べる仕事量であるにもかかわらず、地元ロータリークラブの要職も歴任されており、超人的と表現しても過言ではない働きぶりでした。また、これだけの役職を務めながらも、地域の開業歯科医師として患者さんたちに責任を持って対応されていたことに改めて畏敬の念を覚えます。急な会務で診療を休まなければいけなくなった時に、自ら患者さん一人一人に電話をかけ、診療の予約変更を丁寧に詫びておられた姿が忘れられません。

もともと生真面目で責任感の強い先生は、役職を引き受ける場合にも健康管理を第一に考えておられ、几帳面に定期健康診断を受けておられました。ここ10数年、中村先生ご自身が患者として歯科医師国保を利用した履歴もほとんどなかったほどです。そんな先生が、一昨年の秋の健康診断で腫瘍マーカーが反応していることが分かり、一時期入院されていたことは聞き及んでいました。しかし、その後お元気に活動を再開されたとのことで、私どもとしても一安心した直後であっただけに残念でなりません。

中村先生は、昭和36年3月に日本歯科大学を卒業され、同年4月より東京女子医科大学に入局。医局長、講師として活躍されました。昭和47年には郷里の津市に戻り、以来、地域歯科医療に身を捧げられてきました。昭和51年からは三重県歯科医師会理事会に加わり、その後専務理事として4期12年、さらに会長として3期9年間勤められました。30年近くの長きにわたって三重県の歯科界のリーダーシップを取り、県民の歯科保健衛生の向上、さらには会の発展のため、多大なる貢献をされてきたことは万人の認めるところです。本県での8020運動の推進、学校歯科保健の推進、平成元年の障害者歯科センターの開設等、三重県の地域歯科保健の歴史は中村宗矩先生を抜きには語れません。

私自身も昭和62年に理事会に加わった時に、会の中核で活躍しておられた当時の中村専務理事から会務のイロハを徹底的に仕込んで戴きました。以来、専務理事、会長、そして顧問という立場から、さらには歯科医師、そして社会人の先輩として、温かく、時には厳しく、私を我慢強く育てて戴いたことは感謝の念にたえません。先生がしばしば語られた、配慮、決断、王道、歯科医の地位の向上等の言葉が様々に思い出されます。今、中村先生を失うことは会にとって大きな痛手ですが、中村先生が持っておられた強い思いを忘ることなくしっかりと受け継ぎながら、私どもは会務に精励する所存であります。

ありし日の先生のお人柄を偲びつつ、深く哀悼の意を表し、謹んでご冥福をお祈りしてお別れの言葉といたします。

## 特集・みえ歯ートネット始動！

平成22年4月1日



# みえ歯ートネット 始動！

「歯科治療を受けたいけれど、障がいがあるので不安……」、そんな方たちのために、地域の歯科診療所と三重県障がい者歯科センターが手をつなぎました。みえ歯ートネットは、障がいのある方に安心して歯科治療を受けて戴くためのネットワークです。

障がいのある方が歯科治療を受ける時にどんな医療機関がいいのでしょうか？

その答えは歯や口の病気の程度、あるいは障がいの程度によって様々です。みえ歯ートネットでは、地域で障がい者歯科治療に取り組む歯科医院と、専門的な治療が行える設備の整った障がい者歯科センターが連携することによって、障がいのある方がより良い環境で歯科治療を受けることができるようサポートします。

## みえ歯ートネットの全体像

### みえ歯ートネット運営協議会

- みえ歯ートネットの運営に関する事項の決定
- 障がい児（者）歯科保健医療の充実のために必要な事業方針の決定
- 事業推進のための研修会の開催

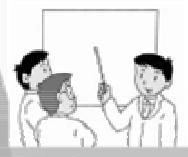


### みえ歯ートネット 診療ネットワーク



### 障がい児（者） 福祉施設における 歯科保健指導

### みえ歯ートネット 運営協議会



### 研修会 歯科関係者の 知識向上



## 特集・みえ歯ートネット始動！

# と共に生きるための地域支援

平成22年2月11日（木）  
三重県歯科医師会館

## ○○○○○ 「みえ歯ートネット」設立記念講演会 ○○○○○

「みえ歯ートネット」の設立を記念した講演会「と共に生きるための地域支援」が開催され、会場には三重県歯会員である歯科医師の他、コ・デンタル、行政、支援団体等関係者が多数、集まった。

「みえ歯ートネット」会長に就任した三重県歯科医師会・峰会長、同じく副会長に就任した三重県自閉症協会・中野喜美会長の挨拶の後、県歯・中井常務理事が「みえ歯ートネット」設立の経緯と今後のスケジュールについて、同・武山障害者治療担当理事が障害者歯科センターの実績と課題について、それぞれ事業説明を行った。こども心療センターあすなろ学園・西田寿美園長による「と共に生きるための地域支援」と題した記念講演は、豊富な知識と経験に基づいた発達障害への理解を助ける内容。歯科医療に限らず、障がい者を異質なものとして区別するのではなく、共に生きる社会を築いていくためにも、「みえ歯ートネット」をしっかりと育てていくことが私たちの責務である、そんな思いを新たにした。



講演会に先立って開かれた第1回運営協議会では、準備会で検討されてきた「みえ歯ートネット運営協議会会則」が承認を受け、即日施行。第3条の規定に従い三重県歯・峰 正博会長が正式に「みえ歯ートネット」会長に就任した。三重県健康福祉部、障がい児(者)支援団体の代表も加わっている運営協議会では22年4月1日の始動に向けて、病院歯科・口腔外科へのアンケートや県民向けパンフレット及び協力歯科医院マップの作成、ウェブサイトの開設等について協議を行った。

## 特集・みえ歯ートネット始動！

### 開会挨拶

三重県歯科医師会会长  
みえ歯ートネット運営協議会会長 峰 正博

### **障がい児(者)のニーズに応えたネットワークを**



三重県障害者歯科センターが設立されたのは平成元年、障がい児(者)の歯科医療体制が未整備だった時代である。創設当初は役員が総出で、その後多くの会員が協力して、県内の障がい児(者)歯科診療を担い、今日に至っている。

20年以上の歴史の中で、会員の障がい児(者)歯科医療のスキル向上が図れた一方で、医療を受ける側のニーズも変化してきた。急性期への対応にとどまらず、予防・管理も含めたより積極的な歯科医療サービスが

求められている。こうした要請に応えるにはセンター方式の診療体制では不十分で、障がい児(者)の利便性も考慮した、地域の歯科診療所との連携が必要である。もちろん、歯科医師会の運営するセンターであるから、これまでも会員診療所との連携は取られてきたのだが、もっと受益者の視点に立ったネットワークを構築する時期に至ったと考えた次第である。今後、「みえ歯ートネット」運営協議会で、障がい児(者)の方々が安心して歯科医療を受けられるシステムを作っていきたい。

三重県自閉症協会会长  
みえ歯ートネット運営協議会副会長 中野喜美

### **地域の理解や支援につながることを期待**



この度、障がい児(者)の関係者にとって夢のようなネットワークが設立されたことを、とても嬉しく思っている。

私の子どもも自閉症であり、幼い頃に歯科を受診するのはとても勇気のいることだった。子どもがちゃんと治療を受けられるかという不安と、歯科医師が障がいを理解しようしてくれるかという不安を抱え、少なからず辛い思いもしてきた。この「みえ歯ートネット」の設立は、障がい児(者)みんなが治療を受けやすくなるだけでなく、地域の人々が障がい児(者)を理解し、地域での支援が広がることへもつながると大きく期待している。

## 特集・みえ歯ートネット始動！

### 事業説明

# みえ歯ートネット 経緯と今後のスケジュールについて

三重県歯科医師会常務理事 中井孝佳



1年半ほど前に、地域の障がい児(者)の方々が、安心して充実した歯科医療・口腔保健サービスを受けられる体制作りが必要との認識に基づいて、「地域障がい児(者)ネットワーク事業打合せ会」が立ち上げられた。医療を提供する側の歯科医師会に加え、社会福祉の制度を統括する行政の担当部局、サービスを享受する障がい児(者)の支援団体という三者構成で打合せを重ねてきた。21年9月には準備会へと歩を進め、今日22年2月11日の運営協議会発足に至っている。

このネットワークは完成されたものではない。今日をスタート地点として、この会場に集まって戴いている関係者が、それぞれの立場からの意見を出し合い、皆が経験や研修を積み重ねて作り上げていくものである。

障がい児(者)側のニーズを把握するに当たっては、支援団体の方々の協力により大規模なアンケート調査が実現した。ここで得られた意見は、

①障がい児(者)の特徴を理解してほしい、②障がい児(者)の歯科治療や保健指導、予防処置をしてくれる医療機関の情報がほしい、の2点に集約された。三重県内の障がい者手帳所持者は86,602人、県総人口約187万人の4.6%にあたる。これらの人々が歯科医療・口腔保健サービスを受けるための利便性がこれまで十分でなかったと判断し、こうした課題を解決するために「みえ歯ートネット」設立が必要であるという結論に至ったわけである。

「みえ歯ートネット」では、現在の障がい者歯科センターの機能を明確にし、地域から募った協力歯科医院とセンターとの連携を強化する。従来から行われてきた地域の歯科診療所からセンターへの紹介はもとより、治療後の管理や予防に当たっては、また地域へと戻っていくという双方向の連携システムを、病院歯科も含めて確立したい。



## 特集・みえ歯ートネット始動！

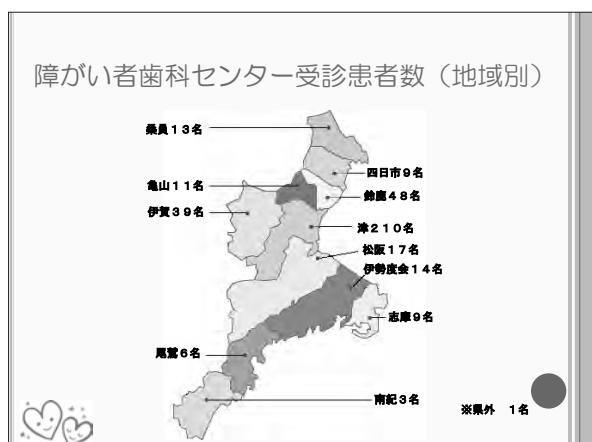
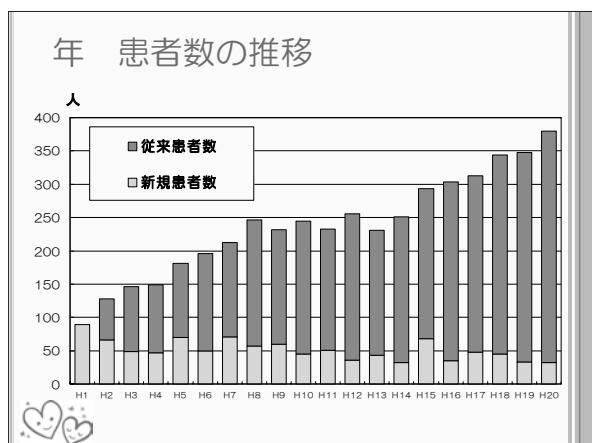
こうした歯科診療ネットワークのみならず施設の保健指導を提供する体制構築も目指す。同時に歯科関係者を対象とした研修会も、障がい児(者)についての理解を深めるという視点を重視しながら、これまで以上に充実させる予定である。

もちろん、これまで多くの歯科診療所が障がい者歯科医療を行ってきてはいる。その中でこのネットワークの趣旨に賛同し、より積極的に取り組んで戴けると意思表示した診療所に「協力歯科医院」として登録して戴くこととした。現在の登

録数は116診療所、県下の各地域に相当数が確保できている。この協力歯科医院についてまとめたマップを作成、配布するとともに、公式ウェブサイト「みえ歯ートネットホームページ」を開設し、広く情報を公開していく。ホームページは本日付で仮オープンし、4月1日には名簿を掲載する予定である。また、関係者からのご意見もこのホームページで受け付け、ネットワークの運営に反映していく予定である。

### 障がい者歯科センターの実績と課題について

三重県歯科医師会障害者治療担当理事 武山一



三重県歯科医師会の障がい者歯科センターは、平成元年にオープンし、初年度の患者数は89名であった。その後、患者数はほぼ右肩上がりで増加し、平成20年度には380名に達している。21年度には400名を超える見込みである。

障がいの状況としては自閉症が31.3%、肢体不自由が15.8%、精神発達遅滞が20.3%で、この3つの障がいで2/3を占めている。以下、ダウン症、視聴覚・平衡・言語障害、てんかん、発達遅滞等となっている。

地域別の患者数では、当然センターのある津市内の患者数が圧倒的に多いが、県下11支部のすべてからの受診があり、今後の地域での協力歯科医院との連携が課題となる。

## 特集・みえ歯ートネット始動！

## 基調講演

# 共に生きるための 地域支援

こども心療センターあすなろ学園長  
西田寿美

私は「みえ歯ートネット」のような組織の設立を30数年前から願ってきました。その願いが実現した場で話すことができることを光栄に思います。今日は、私の専門分野である自閉症、発達障害と呼ばれる人たちを中心にお話しします。

児童精神科臨床に携わるまでは、健康と障害・病気とを区別するような認識を持っていました。それは自分自身が様々な障害のある人々と共に暮らした経験がなかったからです。実際に接してみれば、彼らは自分となんら変わりのない隣人でした。また、その後の経験の中で、障害のある人たちが生きていくということを考え、彼らを支援することが自分の仕事の誇りとなっている人たちの存在に触れ、そうした関係性の中で障害を捉えると違ったものが見えてくることにも気付きました。例えば近年、社会のバリアフリー化が進んでいます。これは障害のある人たちへの配慮から始まったことですが、健常者のつもりの自分もその中で快適さを享受しています。それは間違ったことではありません。互いに助け合う社会に求められる心遣いはすべての人たちのものなのです。

自閉症状のある人たちと関わってきた中で、コミュニケーションがうまく取れない、関係性を持ちにくい人たちがいかに生きにくいかも間近で見てきました。自分の気持ちが伝わらずにパニックになる。でも一度理解してもらえれば嘘のようにおさまる。それは人と関わる力の大切さを改めて

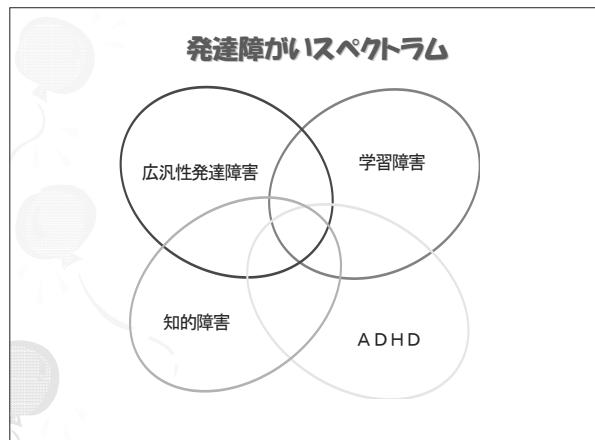


痛感させられる体験でした。そんなふうに「障害がある」と言われる人たちとの関わりの中で、多くのことを学ばせてもらったと思っています。

## 三つの格言

まず、発達障害は「脳機能の平均からの偏りであり、あくまで量的であり質の差ではない」ことを理解して下さい。イギリスの自閉症の研究者として有名なローナ・ウィングの言葉を紹介します。自閉症を発見したとされるカナーの、親の愛情不足や養育態度をその原因とする学説を否定したイギリスのラター学派の一人です。曰く▽日の下に新しきものは何もない▽何事も名前を持つまでは存在しない▽自然が境界線を作るときには必ず不明瞭な部分が存在する。これは私たち医療者が常に心に留めておくべき言葉であると思います。

こうした考え方を反映したものとして「発達障害スペクトラム」があります。発達障害は広い意味で、「広汎性発達障害」「学習障害」「ADHD」



## 特集・みえ歯ートネット始動！

「知的障害」が含まれます（前頁図参照）。この4つの輪は重なり合い、その境界は実際には曖昧なものにすぎません。困ったことがあった時に、それが何かの症状に基づいているものだと分かれれば、気持ちや対応の仕方が変わってきます。

1902年にその存在が報告されたAD/HD（注意欠陥多動性障害）は不注意・多動性・衝動性等の症状がありますが、発症率は学齢期の子どもの5～20%と研究者により大きな幅があります。大人になった時に20%は完治しているとされている一方で、20%は反社会性人格障害に至るとも言われています。この違いは、育てにくい子がどう育てられたかによるとする報告もあります。エジソンがAD/HDだったことにちなみ、その親の会は「えじそんくらぶ」と名付けられました。

**学習障害（LD）**は生まれつきの脳機能障害で、読み書き障害（視覚性・聴覚性）と算数障害に大別され、学齢期の子どもの5%とされています。こうした障害があると、学習する中で「自分だけができない」という困難に直面し、「自分はダメなんだ」という体験となり、その結果として成長期に、情緒の歪みを生じてしまう場合があります。学習障害は治るものではなく、それを補償する方法を身につけるしかありません。読字障害であるトム・クルーズは、今も脚本を耳で聞いて覚えているそうです。

**広汎性発達障害（PDD）**は「三つ組みの障害」と呼ばれ、①社会的交流②社会的コミュニケーション（言語性と非言語性）③社会的イマジネーションの障害に、固定して反復的な行動パターンを伴うことを特徴とします。その発症率は0.2～0.4%とされてきましたが、最近の研究では1%以上とも言われています。これはドナ・ウィリアムスによるPDDの人々自身の体験記が相次いで出版されたことで、PDDの世界への理解が進んだことによります。以前は70～80%に知的障害が合併

すると言われていましたが、現在ではPDDの3/4が知的障害を伴わない高機能PDDであるとされています。

### 自閉症概念の歴史的変遷

1943年にカナーが11名の症例報告を行い、統合失調症の早期発現型であり、非常にまれな後天的障害としました。一方、翌1944年にはアスペルガーが、自閉的精神病質、性格障害と捉えた論文を発表しました。1960年代、ラター・ライギリス学派による認知・言語障害説が、自閉症を生まれつきの脳器質障害としたことで大きな転換を迎えました。それまでは自閉症児の育て方に責任が求められ、親たちは辛い思いをしました。治療も精神分析的、全面受容的な治療が主体でしたが、ラター以後は180度転換し、リハビリテーションが治療の中心になっています。

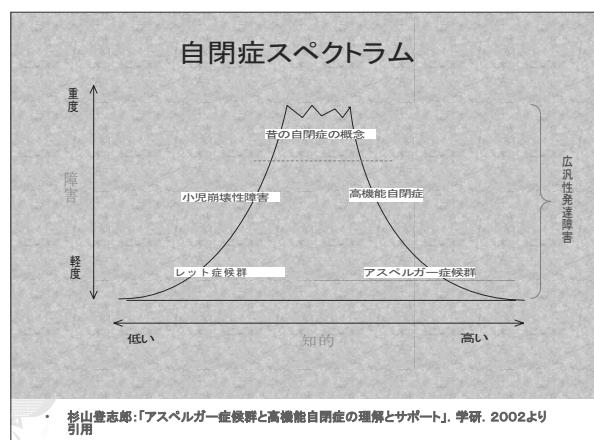
さらにその後、言語障害説でも説明できない症例も多いことから、1980年代には、自閉症の病因的中心は言語コミュニケーション障害から社会感情に基づく対人関係障害と捉えられるようになりました。対人関係は社会的動物である人間にとつて基本的なものです。社会の中で自立するためには、人と上手く関わるスキルを身につける必要があります。そういう力がもともと弱い場合には、育つ過程でのハンディキャップがさらに大きくなります。こうした社会的障害の影響の大きさから、1980年のDSM-III（Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders：精神障害の診断と統計の手引き）では全般的発達障害、さらに1987年のDSM-III-R（改訂版）では広汎性発達障害という診断名が用いられるようになりました。

**高機能自閉症、アスペルガー症候群**等の診断名もよく知られていますが、様々な研究から両者に質的な違いはなく、あるとすれば量的な違いに過ぎないとされました。広汎性発達障害の軽症型がアスペルガー症候群であり、やや自閉症状の重い

## 特集・みえ歯ートネット始動！

ものが高機能（＝知的障害がない）自閉症です。先ほど紹介したローナ・ウィングは、アスペルガーの研究に敬意を表し、軽度の自閉症状を持つ人たちを「アスペルガー症候群」と命名しました。さらにその後の研究の結果、高機能自閉症とアスペルガー症候群は独立した疾患単位でなく、**自閉症スペクトラム**という連続体として捉えるべきと主張するに至りました。現在では**高機能広汎性発達障害**と総称されています。先駆者アスペルガー自身は1944年の論文を次のように結んでいます。「変り種の人も理解と愛情のある指導さえあれば大きな社会共同体の中で、それなりの場を占めることができることが証明された」。含蓄のある言葉です。

杉山登志郎は**自閉症スペクトラム**を、縦軸を自閉性の障害の重さ、横軸を知的レベルとした図で示しています。例えばアスペルガー症候群は知的な遅れはなく自閉症状も軽度で、高機能自閉症は知的な遅れはなく自閉症状は強い。かつて自閉症と分類されたものや小児崩壊性障害、レット症候群もこのスペクトラム（広汎性発達障害）の中に位置付けられています。



### 今なぜ子育て支援が必要なのか

文部科学省が、1993年度の不登校中学3年生の5年後の状況を調査したところ、就労・就学していない者が23%もあったことが分かりました。思

春期の大切な時期に引きこもってしまった子どもたちの予後の悪さを表しています。人間は人と関わる心地よさや楽しさから周囲の人のまねをして、生きていくための技術を獲得します。これを阻害されている最たるもののが被虐待児童ですが、発達障害の人々もまたこうしたスキルを身につけることにハンディを負っています。社会的な自立に至るには、生きていくための技術を獲得するための育ちの環境が与えられることが必要であり、生まれつきの障害があればなおさら育てられるかが重要となります。

障害を持った子どもの親たちを見ていると、ボタンの掛け違いが上手く解けた時には、その親にしかできないような子育てができるようになります。「この子はこの家庭に生まれてよかったな」と思える育ちの環境が用意されます。逆にボタンの掛け違いがどんどん食い込んでいくと、家族皆が辛い状況に陥ってしまいます。

自立とはどういうことでしょう。文明社会であればあるほど社会的自立に時間がかかります。笠原嘉が『青年期』（中公新書／1977年）の中で、日本の若者たちが社会的に自立するのは26歳くらいだろうと書いています。身体的には10歳を過ぎたくらいで大人になりますが、その後16年ほどを子どもたちはいろいろなことを我慢して過ごさねばなりません。いろいろなハンディがある場合には、よりたくさんのものを学ばなければ社会的に自立することは困難です。ハンディがあることに早く気付いて、社会が適切な援助を提供できれば親も子も楽になります。早期療育が求められる所以です。

### 早期療育に期待されること

専門家による発達障害の早期診断に期待されることは何か。一つは親への**障害受容援助**です。親は我が子に障害があると知った時、その子の将来を悲観し、自分の親としてのアイデンティティも

## 特集・みえ歯ートネット始動！

揺らいでしまいます。そういう人たちに診断告知をして専門療育への橋渡しをする。加えて、喜びを見出せる育児、必要な休息、夫婦の協力関係、仲間作り等を支援していく必要があります。二つ目は子どもに対する専門援助です。まず「指示が聞ける」ようにすること。これは支配的な意味ではなく、教える基本として必要なことです。大人への信頼に基づき助けを求める関係の土台なのです。その上で課題理解力とコミュニケーション・スキルの育成を行っていく。相手が何を要求しているのかを知り、自分の思っていることを伝える。こうした人との関係性作りの基礎が弱いとストレスをためることになります。5歳までの育児援助は以下のようにまとめられます。

- ・他者への意識  
⇒集団参加、親以外の大人、子ども関係
- ・社会ルールへの目覚め  
⇒集団ルールを守る、一人でいるよりは楽しい集団活動  
⇒希望を持って我慢する
- ・コミュニケーション・スキルの習得  
⇒便利な言葉、意思表示の有用性、意味が分かることで広がる世界
- ・内的不安定さ  
⇒感覚過敏、睡眠障害、衝動性  
⇒医療的援助

### セルフ・エスティームにとって大切なこと

人は、自分に対して自信を持っていると強い。逆境でも生きていける。こういう状態を「セルフ・エスティームが高い」と言います。これは子どもたちが育てられる中で身につけていくものです。そのために必要なのは、まず「自分を知ること」です。ハンディ（苦手なこと）と得意なことを知る。次に「生活力を養う」。昨今の子育てはここが弱くなっています。便利で豊かな世界のマイナ

ス面かもしません。自分のことは自分ですること、決められたお金の範囲で生活することを身につける必要があります。最後に「社会性として必要なこと」を挙げます。①苦手な人は避ける（過剰なストレスを避ける）、②困ったら人に聞く（誰に聞けばいいか。自分の味方を見極める）、③ルールを守る、④援助してもらうことと自分が誰かの役に立つ体験、です。

### 地域子育て支援者に求められる役割

ハンディを持った子どもたちを育てている親たちも、地域子育て支援の助力があれば子育てがすいぶん楽になります。そのためには、家族と子どもに長期間寄り添う機能が必要です。早期発見した上で、子育ての困難性を共に担って、少しでも楽しい子育てにつなげていくような支援者が必要です。それがあれば問題行動への理解と早期対応が可能になります。例えば初めての子どもで、障害に関する知識がなければ、どう育てていいか分からないのは当然です。自分の体験の範囲を超えた子どもを育てることは非常に大きなストレスになります。地域の理解者の存在がそれをカバーすれば、悪循環、親子の断絶も防ぐことができます。

そのためには「地域の支援資源の掘り起こし」が必要になります。「みえ歯ートネット」が有意義なのは、専門家を新たにたくさん作るのではなく、現在歯科医療に従事している人々に少しでも理解を広げていこうとしていることです。この方が現場での支援につながりやすい。現在、専門施設で提供されるような支援が地域の生活支援として行われれば、その方がずっと利用しやすいはずです。こうした地域のネットワークが数多く作られることが、安心して生活できる地域作りにつながっていくと思います。

### 薬物治療にできること・できないこと

私は精神科医として薬物治療も行いますが、子ども医療では、薬物治療に「できること」と「で

## 特集・みえ歯ートネット始動！

きないこと」があります。どんな薬物も100%効くわけではなく症例によっては奏効しない場合もありますが、ある程度効果が見込めるのは、①(多動の子どもを)落ち着かせる、②集中時間を延長させる、③衝動性を減らす、④攻撃的な態度を緩和させる、⑤抑うつ、不安感の軽減等です。

逆に薬物だけではできないことは、①好ましい行動を理解し増やす、②対人関係や学習のスキルを学び実践する、③弱点を理解し悪化した感情を改善する、④成功体験を増やし自信とやる気を持たせる等です。これらは薬物治療に人＝サポートによる援助が加わって初めて可能になります。

### ぼくをわかってよ

同じように発達障害と診断された子どもたちでも、その症状はそれぞれに違う。100人の自閉症の子どもがいれば100通りの自閉症状態があります。しかし基本的な特徴を理解していれば、その特徴がそれぞれの子どもにどのように表れるのかを見定め、理解を進められます。ある自閉症児の親が作成した「ぼくをわかってよメモ」を紹介します。ほんの少しの言葉の違いで混乱しパニックになることを伝える「言葉を省略しないでほしいよ」、感覚過敏の実際を伝える「特別な皮膚感覚があるよ」、適切なタイミングを読むことができずパニックになることを伝える「“はっ？”の顔はニガテだよ」等。こうしたものを参考に、発達障害の子どもたち固有の感じ方を一つ一つ理解することで適切な対応を見つけることができます。

### 歯科治療について

歯の痛みはすぐには止められないので、子どもたちはパニックや不機嫌になり、日常生活のケアも困難になります。ごく幼い頃から歯科医院を訪ねることから始め、その場所や人に慣れていくことが大切です。そうやって関係性が構築できていれば、絵を描いたカード等で治療の手順を説明するという方法等も有効になります。

### 「言葉を省略しないでほしいよ」

自転車を練習していたとき思いっきり転んじた。お母さんは「足、足、足をつけて！」と言ったけど、どこに付けるのか言ってくれないんだ。ボクの足の裏はペダルに乗ったままだったてわけさ。どうゆうときはちゃんと「足の裏を地面につけると言つて欲しいよ」「それくらいわかってよって言われても困ってしまう。だって本当にわからないんだから。

### 「特別な皮膚感覚があるよ」

ボクは背中、首、足の裏のフィット感に結構こだわるよ。下着のシャツが汚れていたり、靴下がズレていたりするのは気持ちが悪くて耐えられないよ。靴もね。靴は裏のところのベルを内側に少し曲げていれば大丈夫。だから履くときには、ちょっと時間がかかるでしょう。首周りにエリが付いている服は二ガテ。エリは内側に折り曲げるのがボクのやり方。こうすれば首を曲げてもエリが頸に触らないからね。「それはかっこ悪いよ」とお母さんは言うけど、これは譲れない。昔よりすいぶん楽になったと思うよ。もう少し経てば、この感覚がなくなるかもしれないね。まあ、気を長くあんまり期待しないで待っていてくれるとありがたいな。でも、何か良い方法があったら教えてね。

### 「“はっ？”の顔はニガテだよ」

去年の水泳教室の時、僕は知りたいことがあって質問したよ。  
 「イチロー先生！ せんはありますか？」  
 そうしたら、みんなが一齊にボクの方を振り向いたんだ。  
 先生は、「は？せん？」と言ってボクを見たよ。  
 ボクは怖くなった。どうやら間違えたことを言ってしまったらしいと思って慌てたよ。  
 「ゴメンナサイ。ボク、マチガエチャッタンテス。コッチミナイテヨー！！」体がフルフルしちゃったよ。  
 どうゆうときは誰の声も聞こえなくなっちゃうみたい。  
 後から京子先生に質問して良い時って言うのがあるって事を教えてもらったよ。  
 でもそういうタイミングってボクにはわからない。

最後に相田みつおの詩を紹介します。「トマトがトマトであるかぎりそれはほんもの トマトをメロンに見せようとするからにせものとなる」。ハンディはマイナスになるだけではなくプラスに働く時もあります。アンバランスが社会で個性として輝くようになることを願っています。

(情報処理部門担当常務理事・太田賢志 記)

●学校歯科  
保健先進地  
視察研修

*Regional Health Section*

平成21年度学校歯科保健先進地視察研修

平成22年2月19日（金）  
岐阜県・瑞穂市立穂積小学校



この学校では  
フッ化物洗口は特別な行事ではない  
児童の生活習慣のようなものだ

全校挙げての「フッ化物洗口」に35年前から取り組み、6年生における永久歯DMFTが0.5という驚異的な数字を維持している小学校がある。岐阜県の瑞穂市立穂積小学校（児童数773名）である。瑞穂市は濃尾平野の北西、東の長良川、西の揖斐川の間に位置する水郷地帯であり、人口は約5万人だが、愛知県からの流入によって増加傾向にある。



今回で2回目の学校歯科保健先進地視察研修には、三重県内9市町より養護教諭、保健師、歯科医師、歯科衛生士、県教育委員会職員等19名が参加した。この研修は、朝日大学の磯崎篤則教授のご協力を得て実施された。磯崎教授は昭和50年より同小学校の歯科保健活動に指導的立場として参加し「集団フッ化物洗口」の導入に貢献、現在では岐阜県内で25,000人以上が実施している。



同小学校に到着すると、市教育委員会横山教育長、市立穂積小学校側島校長らの丁重な出迎えと挨拶を受けた。側島校長の「この学校では、フッ化物洗口は特別な行事ではない。単に児童の生活習慣のようなものだ」という言葉が印象的だった。

校内見学の後、梶浦養護教諭より歯科保健活動について紹介された。活動概要は次のとおり。

### 1、歯科保健活動の推進について

- (1) 健康な歯への関心を高めるための指導
  - ① 4月：学校歯科医による歯科健診
  - ② 6月：納歯式  
「歯の塔」に1年間に抜けた乳歯を納め、健康な歯の大切さを学ぶ行事。
  - ③ 全校体制での歯みがき習慣づくり  
給食時間の最後の5分を使って、3分歯みがきとフッ化物洗口を実施。
  - ④ 9月：定期的な歯の染め出しとカリオスタッフ

#### (2) 児童委員会活動（6月）

健康委員会の児童によるクイズなどによる啓発活動

### 2、学校と家庭、地域との連携

#### (1) 学校と家庭との連携

- ① PTAと歯科研修会（隔年に実施）  
磯崎教授の講演と朝日大学歯科衛生士の専門学校教官による歯みがき指導。
- ② からだ元気カレンダー

PTA母親成人委員会による家庭への啓発活動。歯みがき、朝ごはん、早寝・早起きの3つの習慣による健康な体づくりを目標に作成、全学年に配布。

#### (2) 地域との連携

- ① 歯科衛生士専門学校の協力（隔年に実施）フッ化物塗布と歯科保健指導
- ② 歯科衛生士による歯みがき指導（隔年に実施）

学年ごとに異なったテーマで指導

- ③ 朝日大学の先生による歯科健診

引き続いて、梶浦養護教諭の案内で児童らの給食後の歯みがきやフッ化物洗口の様子について校内を見学、保健室では「ミラノール委員」が、てきぱきと洗口液の容器を洗浄する様子も伺えた。

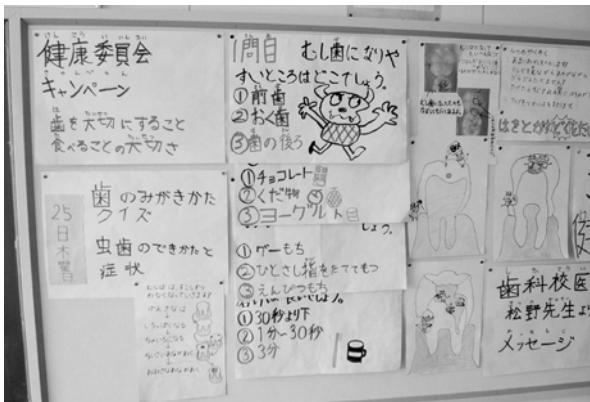
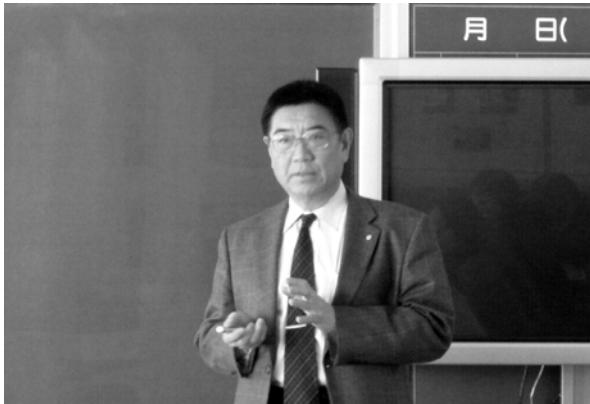


活動紹介の後、研修の締めくくりとして磯崎教授から「フッ化物洗口の全国的な動き」と題して、フッ化物応用によるう蝕抑制効果や全国における実施状況等について講演して戴いた。

いろいろな職種の方が参加した今回の研修会。職種の違いこそあれ、「学校歯科保健の充実と向上」という目指す方向は同じである。それぞれの立場で何ができるか、どのように連携すべきかを考え、実践していくことが大切であることを改めて実感させられる一日となった。

（地域保健部門担当常務理事・中井孝佳 記）

## 学校歯科保健先進地視察研修フォトレポート



# こども110番の歯科医院



三重県歯科医師会では、「社会貢献活動の一環」として、三重県警、三重県、三重県教育委員会の協力のもと、日本の将来を担う宝である子どもたちを守るために、平成18年6月より「こども110番の歯科医院」制度を導入しました。これは、不審人物につきまとわれたり、声をかけられたりした子どもたちが歯科医院に駆け込んできた場合、子どもを保護し、警察への通報等の対応を行うものです。

私たちは、子どもたちの笑顔を守り、明るい地域社会づくりに少しでも協力していきたいと考えています。

## ● 「こども110番の歯科医院」の皆様へ

三重県歯科医師会では「こども110番の歯科医院 対応マニュアル 一 子供たちを犯罪被害から守るために一」を作成しています。ご活用下さい。

●○●○●○●○● こどもサポート ●○●○●○●○●○

## 三重県歯科医師会会員の皆様へ

わが国では少子高齢化が進む一方で、乳幼児期、学童期の子どもたちへの虐待が年々増加しています。三重県歯科医師会が平成17年度に三重県健康福祉部の協力を得て実施した要保護児童歯科調査結果では、

虐待が疑われる要保護児童においては、う蝕経験者率が有意に高く、う蝕になった歯が処置されている率が有意に低いという結果が出ています。

歯科医療従事者は、乳幼児集団歯科健診や歯科相談、学校歯科健診、歯科診療所等において、日常的に子どもや養育者に接する機会が多く、専門家の立場から虐待の早期発見に関わるべきことが提唱されています。

本会と三重県では8020運動推進特別事業の一環として、子育て支援の観点から「歯科医の立場からの児童虐待防止と子育て支援（児童虐待防止マニュアル）」を作成しています。児童虐待の早期発見・予防の一助となるよう取り組んでいくために、ぜひご活用下さい。



●口腔ケア  
実践研修

*Regional Health Section*

平成21年度病院歯科における口腔ケア実践研修

平成21年11月19日（木）・12月17日（木）

藤田保健衛生大学・七栗サナトリウム

## 病院歯科の現場で口腔ケア、口腔機能向上を学ぶ

ここ数年、三重県歯科医師会では介護予防研修や口腔ケアモデル事業に取り組んできた。しかし、口腔ケアや口腔機能向上を歯科単独で行うことはまれである。こうしたサービスを必要としている患者はほとんどの場合、全身疾患を伴った状態で病院やリハビリテーション施設、老人施設等で過ごしているからだ。従って歯科医療専門職も、こうした現場で医科を含む他職種と連携して口腔ケアを実践するスキルを身につける必要がある。しかし、残念ながら私たちには医科との共通言語さえ持ち合っていないのが現状だ。いきなり医科歯科連携と背伸びをするのではなく、まずは歯科医療連携から取り組むのが現実的だろう。幸い県内では藤田保健衛生大学・七栗サナトリウムが、藤井 航(わたる)先生を中心に口腔ケアや嚥下摂食リハビリテーションに積極的に取り組んでいる。そこで、平成21年度事業として公衆衛生委員を中心としたモデルチームによる同サナトリウムでの試行的な実践研修を企画した。西村公衆衛生委員（松阪支部）と三重県歯科衛生士会松阪支部の近田紀子さん、尾上美和さんが参加した2回にわたる研修の模様を報告する。今後は、こうした研修を拡大していきたいと考えている。

●10：00～

### オリエンテーション、症例紹介、VE実習

研修は藤井先生によるオリエンテーション、症例紹介からスタート。対象となる患者の全身状態、及び口腔機能の状態等について説明を受ける。この後、嚥下回診からVF等を見学することになる。

VE実習では藤井先生自らファイバーを鼻腔から挿入し、プリンや牛乳を嚥下しながら、画面に表示される咽頭の動きを詳しく解説して下さった。



**用語  
解説**

#### VF：嚥下造影検査 (Videofluoroscopic Examination of Swallowing)

透視下でバリウムを含んだ模擬食品を患者に食べさせて摂食・嚥下動態を観察する、画像を用いた摂食・嚥下障害の評価法のひとつで、現在最も優れた検査法であると考えられている。

#### VE：嚥下内視鏡検査 (Videoendoscopic Evaluation of Swallowing)

内視鏡検査下で食物を摂取させ、摂食・嚥下動態を観察する、画像を用いた摂食・嚥下障害の評価法のひとつである。尚、VFとVEの誤嚥の検出率はほぼ同程度であるという報告は数多いことから、優劣があるものではなくそれぞれに利点をもつ検査であると考えてよい。使い分けを考える必要がある場合にはそれぞれの特徴を踏まえて使い分けるのがよい。

日歯総研『高齢者の口腔機能管理－高齢者の心身の特性を踏まえた在宅歯科医療を進めるには－』より

### ●11：00～ 嘔下回診

新規に入院されたすべての患者さんに対して口腔診査及び口腔機能のチェックが行われる。デイサービス利用者に対しては、歯科衛生士・坂口さんによる口腔機能向上プログラムが実践されている。研修では口唇閉鎖不全の方に対して行われるボタンプル訓練の説明を受けた。

### ●12：30～ 昼食（病院食、嚥下食試食）

昼食時には、病院食や嚥下食の試食が行われている。嚥下に関わるチームスタッフから、嚥下食の舌触り感、味、等について様々な意見が出される。



### ●13：30～ ST訓練見学

STとは言語聴覚療法（Speech Therapy／Speech and Language Therapy）のことである。リハ棟2Fに設けられたST室にて、言語聴覚療法士・伊藤さんによる訓練を見学。発声を促す時も、患者本人が自分の口の形が確認できるよう鏡を見せ、口腔周囲の動きを一つずつ確認しながら行う。優しくゆっくりとした訓練の様子が印象的だった。

### ●14：00～ VF（嚥下造影）見学

透視室にてVFを見学。廃用のある食道を広げるバルーン拡張法を行ったり、咽頭への送り込み不良の方に対しては、体の角度を30度～60度にリクライニングし、誤嚥しない角度を検討する。

藤井先生からは、患者さんのレベルに合わせた安全に嚥下ができるトロミ状態や姿勢、訓練方法について等、大変分かりやすい説明を受け、時間が経つのを忘れてしまうほどだった。

### ●15：00～ 口腔ケア見学

緩和病棟に移動し、歯科衛生士・永田さんによる口腔ケアを見学。ターミナルを迎えた患者さんに対して、できるだけ心地良いケアを提供できるよう配慮されている。研修に参加した近田さん、尾上さんからも、口腔ケア時の留意点等についていろいろ質問させて戴いた。



### ●16：00～ 嚥下カンファレンス参加

嚥下カンファレンスには歯科医師、歯科衛生士はもちろん、リハビリテーション医、看護師、言語聴覚士、理学療法士等、たくさんの職種が関わっている。この日のVF画像を見ながら、嚥下食の内容や訓練内容について、一人一人検討する。



今回の研修では、嚥下関連検査や嚥下カンファレンスへの参加等、一般開業歯科医ではなかなかできない貴重な経験をさせて戴いた。藤井先生をはじめとした七栗サナトリウムのスタッフの方々に改めて深く感謝したい。

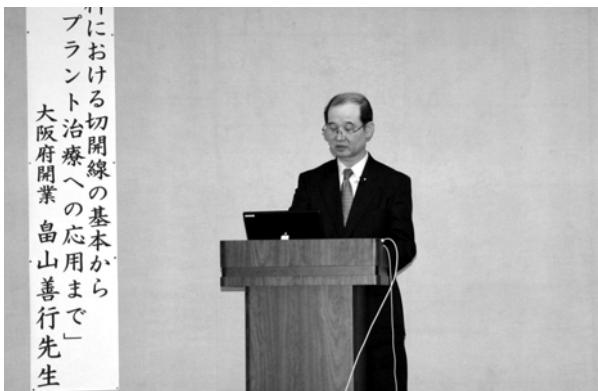
（公衆衛生委員・西村充功 記）

平成22年2月14日（日）

三重県歯科医師会館

## 「歯周外科における切開線の基本から インプラント治療への応用まで」

大阪府開業・畠山善行先生



今期、三重県歯科医師会ではインプラントを中心に学術研修会を組み立てるという方針の下、昨年10月の第1回研修会「インプラントを始めるために」では広島大学大学院・赤川安正教授にインプラント全般に関わる基本的な内容について講演して戴いた。2回目の研修会となる今回は、大阪府開業でJI ADS講師でもある畠山善行先生をお招きし、「歯周外科における切開線の基本からインプラント治療への応用まで」と題して、インプラントに関連した歯周外科治療についての講演をお願いした。

今回の講演では、まず畠山先生が現在診療されている診療室の院内設備等がスクリーンに映し出されたのが印象的だった。外科処置を行うために必要な環境整備が示され、それが安全に安心できる歯科医療を提供する上で重要かつ基本的なことであることが訴えられた。

午前の部ではModified Widman法に代表される歯周外科手術や、Emdogainを利用した歯周再生療法を行う際の切開や縫合処置が、その基本的な設計・方法を図や写真を用いながら分かりやすく示された。午後の部では、歯周病患者にインプラント治療を行う場合に配慮すべき事項や切開法の注意点の他、再生療法とインプラントの選択についても詳しく述べられた。

畠山先生の講演では全てのパートでクオリティの高い口腔内写真、X線写真等が示され、より深い理解と意欲を得ることができた。さらにインプラント治療を応用する場合でもいかに歯周基本治療が重要であるか、そしてたとえインプラント治療という選択肢があるとしても、歯科医師として歯牙を保存する努力を怠ってはならないことを強く再認識させられる意義深い内容だった。

## 午 前 の 部

歯周外科における切開線は、歯肉を剥離したり歯肉弁を移動したりするためには必要であり、術野を見やすくするために有利である。その反面、血液供給を遮断したり、瘢痕組織を作ったりやすいという問題も伴う。審美性を重視するならば切開線が少ない方が有利であり、歯肉溝内切開の使用や縦切開は目立たない部位に行う等の工夫が必要である。

瘢痕組織の形成を防ぐには、▽鋭利な切開と正確な縫合、血液供給を妨げないような切開デザインと術式を用いて短時間に操作する▽緊張を避けるため適正な減張を図る▽審美領域の余計な切開ができるだけ避けて縫合糸に強い圧をかけない▽血腫の形成を防ぎ初期治療の安静を図る▽創面を安静に保つために患者に協力してもらう等の注意が必要となる。

歯周外科における基本の切開線は以下のとおりで、目的・術式に応じて使い分ける必要がある。

### 歯周外科における基本の切開線

1. 外斜切開：歯肉切除等
2. 内斜切開
  - a. 歯肉辺縁切開  
グラフト等
  - b. 歯肉溝内切開  
歯肉退縮をさせたくない場合等
  - c. 歯槽頂予測切開  
口蓋等、 flap の移動がしにくい場合等

歯周外科の術式は、①歯周ポケットを減少／除去させるための術式 (Modified Widman Flap : MWF、Apically Positioned Flap : APF)、②再生療法における術式、③根面被覆 (結合組織移植) 時の術式等に分類することができ、深い歯周ポケットが存在する場合には、MWF、APF、再生療法の適応となる。

### Modified Widman Flap の注意点

- 切開線の設定は歯肉辺縁切開・歯肉溝内切開であり、基本的に全層弁剥離を行う
- メスは #15c / #12b (d) が使いやすく、lining を行うときれいな切開ができる
- 歯冠部を頬舌側の flap で閉鎖するために Scalloped を強調した切開線を設定し、緊密な縫合を行う

### Apically Positioned Flap の注意点

- 骨切除 (整形) 後のレベルを予測した切開線を設定する
- 前歯部では審美性 (左右対称、歯肉ライン等) に配慮する
- flap の厚みを一定に保つ
- 歯肉の厚みに応じてメスの角度を調整する
- 術前の付着歯肉の量に応じて切開線と根面の距離を決める
- 縦切開はお互いに平行になるようにする

現在行われている再生療法としては、骨移植、Guided Tissue Regeneration (GTR)、Emdogain (EMD)、根面処理 (酸・EDTAによる脱灰、Tetracycline)、PDGF (Gem21)、PRPがあるが、GTRは技術的にも難しく、これから再生療法に取り組む場合にはEMDが推奨される。根面処理 + EMD + 骨移植等の併用により、良好な結果が得られる場合もある。

再生療法における切開線は、できるだけ軟組織を温存すると同時に、再生を促す材料を骨面・根面と flap の間に多く取り込み、安静に保つことに配慮して設定する。血液供給の確保を十分にするためには減張切開のデザインも重要である。歯間乳頭保存法を行う切開線としては、H.Takei、K.Murphyの方法等がある。

## 午 後 の 部

歯周病患者におけるインプラント治療については以下のような特徴が挙げられる。

- 感染の危険性が高い  
⇒インプラント周囲炎の発現頻度が高い
- 戦略的抜歯の有用性  
⇒インプラント補綴による治療の単純化
- 審美性の改善  
⇒意外に落とし穴があり、非歯周病ケースと分けて考える必要がある
- 動搖歯の固定源  
⇒インプラントと天然歯との連結は正当化されるかという問題の検討が必要
- 遊離端欠損  
⇒インプラントに優位性がある

- 1回法では、歯槽頂中央部に設定する
- 骨量、骨幅が十分でなく2回法にする可能性が高い場合は以下のとおり

### 下顎：歯槽頂中央

上顎臼歯部：歯槽頂または歯槽頂よりわずかに頬側／口蓋側に切開線をずらす  
⇒テンションがかかる位置をインプラントヘッドから遠ざけ、不慮の露出を防ぐ

上顎前歯部：審美性を重視して水平切開を設定し、縦切開はできれば犬歯間を避ける

- 切開の遠心端は緩やかなカーブにする
- 齒肉が厚い場合は、歯槽頂上に切開線設定を行い、口蓋側に向かって斜め切開を入れることにより厚みをコントロールできることがある

歯周病患者であっても、できる限りpla-  
keコントロールと歯周治療によって保存可能な歯牙を保存して補綴をすることが重要である。それ以外の、義歯にせざるを得ないような部位にインプラントを利用するといった戦略が有効であろう。ただし、pla-  
keコントロールが不十分だったり、炎症が残ったりした状況でインプラント治療を行うと、インプラント周囲炎を引き起こす可能性が高いことに十分留意する必要がある。

インプラントにおける切開線設定時の注意点は次のとおりである。

深い歯周ポケットを含む歯列において、再生療法で保存を図るか、戦略的に抜歯してインプラントにするか臨床判断を迫られる場合がある。

米国においては、歯周専門医は再生療法に対して以前ほど興味を示さないようになり、すぐに抜歯してインプラントにしようとする傾向にあるがこれには疑問を感じる。私たちは、インプラント治療という、かつてない武器を手に入れたが、未だ長期的な経過観察は十分とは言えない。今後、より明確になるであろうインプラントの問題点を注視するとともに、天然歯の保存に全力を尽くすことの重要性を忘れてはいけない。

(学術委員・前田圭司、山内貴司 記)



●救急処置  
講習会

*Regional Health Section*

平成21年度救急処置講習会

平成22年3月7日（日）

三重県歯科医師会館

## 歯科医院で行う偶発症の初期対応と 一次救急処置法について学ぶ

恒例の救急処置講習会、今年も福田幸弘先生（伊勢度会支部）を講師として、偶発症の初期対応と一次救急処置の実技講習を行った。歯科医師とスタッフ、合わせて36名が4つのブースに分かれ、それぞれのインストラクターの指示に従って実習。心肺蘇生とAEDのデモ器を使った除細動のトレーニングを繰り返し行った他、緊急時の心得等、実技を中心に一次救急処置法を学んだ。万が一の時にスムーズに身体が動くようにするためにには、こうしたトレーニングを継続的に行なうことが大切だ。

一連の一次救急処置を実際にやってみると、分かったつもりのことが、なかなかスムーズにできないことに気付かされる。AEDを装着していざ通電、というところで誤ってメインスイッチを押してしまい電源をOFFにしてしまう参加者もあった。これは笑いごとではなく、焦りがいかにミスを引き起こすかの証明だろう。

また、心マッサージ1サイクル30回というのは想像以上に体力を要し、女性スタッフでは1サイクル行なうのがやっとということもあった。救急車到着までの所要時間内に質の高いCPR（心肺蘇生法：Cardio Pulmonary Resuscitation）を実施するには、コ・デンタルスタッフの協力が不可欠だが、そのためには常日頃からの訓練が必要であることが実感される。

併せて、アナフィラキシー補助治療薬としてエピペン（マイラン製薬）の説明や気道内異物に対するハイムリック法についての解説も行われた。エピペンは使用法が簡便であり、歯科診療所でも常備することが期待される。

（障害者治療委員・眞弓充弘 記）



## ■診療報酬改定説明会

## *Social Security Section*

平成22年度診療報酬改定説明会

平成22年3月28日（日）

三重県総合文化センター大ホール

# 平成22年度診療報酬改定について詳細に説明 行政による集団指導も同日開催

年度末の日曜日、三重県総合文化センター大ホールにおいて三重県及び東海北陸厚生局三重事務所による集団指導が行われ、これに引き続いて同会場で三重県歯科医師会による診療報酬改定説明会を開催した。会員にとっては集団指導と併せ3時間30分の長丁場となったが、途中退席もほとんどなく、皆、資料を繰りながら最後まで熱心に聴講していた。

この日は午後1時より、まず三重県及び東海北陸厚生局三重事務所による集団指導が行われた。冒頭、同事務所の津坂所長より、従来から行政による診療報酬改定時の説明を行ってきたが、今回は保険医並びに保険医療機関を対象とした集団指導の一つとして実施した旨の説明があった。これは厚生労働省の指示による全国的な対応のようだ。続いて協力団体を代表して三重県歯・峰会長が挨拶。診療報酬改定に関わる社会的政治的な情勢から、日歯理事として間近で見てきた日本歯科医師会や日本歯科医学会関係者の奮闘ぶりにも触れた。

集団指導としては、西医療事務指導官による「歯科診療報酬改定に伴う施設基準の届出事項等」について、白神指導医療官による「歯科診療報酬改定の概要」についての説明が行われた。白神指導医療官の解説は3月5日（金）に東京で行われた厚生労働省説明会での資料を用いたもの。さすがに50枚近いスライドを30分ほどで説明するとあって駆け足の感は否めなかったが、歯科疾患管理料における情報提供文書への記載項目が増えたことについて特に強調されていたことが印象に残った。行政指導時の重点項目となることが予想される。

約1時間の集団指導終了後、三重県歯科医師会による診療報酬改定説明会へ。芝田専務理事が開会の辞を述べ、羽根常務理事が今回の改定までの流れや日歯の対応等を概観した後、詳細な説明に移った。多彩なスライドと十分に整理されたオリジナルの改定ガイドを元に、行政担当者の説明では把握しづらい部分も含め、臨床家の視点に立った具体的な解説を行った。トップバッターの大杉理事が基本診療料の引き上げや歯科疾患管理料、う蝕治療、歯周治療等の見直し、さらには23年4月から義務化される明細書発行の件までを説明。続いて辻（孝）理事が有床義歯関連の引き上げ項目や義歯管理料の変更点について算定具体例を示しながら解説した。10分間の休憩の後、再び羽根常務が登壇、今回かなり整理された在宅歯科医療関連の項目や重点的に評価された障害者歯科医療の充実等を説明。アンカーの小林理事は、昨年のレセプト電子化省令の改正について改めて説明するとともに、今改定に関わる施設基準の届出について明確に解説した。締めくくりは田所副会長が挨拶に立ち、改定内容を十分に把握し日々の診療について的確に請求することを求めた。

（情報処理部門常務理事・太田賢志 記）

# 日本歯科医師会 第165回 定時代議員会 レポート

平成22年3月11日（木）、12日（金）  
東京市ヶ谷・歯科医師会館



## 殊遇規則改正案、上程取り下げ 行政指導について活発な協議



第165回日歯定時代議員会が開催され、峰会長は日歯理事として出席、三重県歯科医師会からは斎藤、芝田の両代議員が出席した。

今回、特筆すべきことは大久保会長が冒頭の挨拶で、「社団法人日本歯科医師会殊遇規則の一部改正(会費免除年齢の引き上げ)を求める第2号議案」について上程を取り下げたことに触れ、上程する前に弁護士等に法的な判断を仰ぐべきであったと謝罪されたことである。高齢化の進展予測とそれへの対応については、日本歯科医師会においても容易なことではないことが実感される出来事だった。

代議員質問については、地区・個人合わせて40数題の事前質問が提出され大変窮屈なスケジュールとなった前回の反省から、今回は「地区質問と重複するテーマの個人質問はできない。その代わり、地区質問に関する関連質問が行える」という

形での申合せがなされた。その効果か、今回は地区・個人合わせて28題とかなりゆったりした議事進行で協議に十分な時間が配分され、議論を深めることができた。

特に個別指導・監査については、11日(木)の午後の九州地区代表質問「指導大綱・監査要綱及びそれらに関する行政処分について」に対して多数の関連質問が出て議論が白熱したため、議長采配で2日目の協議として改めて取り上げられることになった。

翌日も代議員からは、①高点数による指導の不合理性、②監査後の行政措置の一罰百戒性、③保険医取消処分の数的医科歯科格差等について、切実な訴えや執行部に対する厳しい要求があった。この日の意見交換を踏まえ、今後、厚生労働省への強い働きかけを期待したい。

（日本歯科医師会代議員・斎藤 弘 記）

## 2月 理事会 報告

平成22年2月7日（日）  
三重県歯科医師会館

# 機構改革委員会の答申を受け 公益法人制度改革への対応について協議

## 会長挨拶



1月28日に機構改革臨時委員会から、公益法人制度改革に対する対応についての答申を戴いた。「三重県歯科医師会は、公益社団法人の認定を念頭において移行準備を進めるべきである」という主旨である。これまでの本会の歴史も踏まえた上での堂々たる内容であり、今後は理事会でもこの答申を踏まえて、公益社団法人へ移行するか否か

の判断をしていくことになる。

並行して作業を進めている公益法人制度改革検討プロジェクトチームでは、PTのメンバーにも加わって戴いているサカエ税理士法人の遠島敏行先生に、公益社団法人への移行が可能かどうかの予備調査を依頼している。まだ試算の途中ではあるが、公益事業比率が60数%に達する見込みとなっている。公益法人認定に当たっての最も重要な要件はクリアできる可能性が高いということである。もちろん、公益社団法人へ移行するかどうかは、共益事業との両立を含めてさらに慎重な検討が必要になる。PTでも種々の要件を精査して戴くが、執行部としては、まず新規公益法人会計に沿って22年度の予算案を策定したい。事業計画策定に当たってもそれを念頭において戴くようお願いする。

## 報告事項

### 1. 会長報告

診療報酬改定については2月3日(水)の中医協総会で個別改定項目に関する資料が提示されたところだ。2月中旬の答申へ向けての具体的な点数貼り付けの作業が進められており、日歯・渡辺常務、堀理事、森岡理事、中医協の専門委員もある日本歯科医学会・住友副会長らが懸命の努力をされているところである。日歯は2.09%の引き上げを、何よりも初・再診料に反映させたい意向であるが、在宅歯科医療の推進や障害者歯科医療の

充実を求めた社会保障審議会の基本方針も尊重する必要があり、そう簡単な作業ではないようだ。初・再診料について、厚生労働省は歯科初診料の引き上げについては前向きらしい。さらに歯科再診料を引き上げられるかどうかに注目したい。

### 2. 一般会務報告

- 無料職業紹介事業報告（累計）：求職7件、求人68件、紹介2件、まとまったもの0件
- 2月、3月行事予定

### 3. 各委員会事業報告

#### ■社会保障部門

##### [社会保障]

- 新規個別指導自主懇談・桑員支部社保講習会(2/4)、社保通知No.10、11について報告

#### ◆会員事業部門

##### [医療管理]

- 歯科相談 4件
- 津支部医療管理講演会(1/21)、日歯青色申告会全国連合会評議員会(2/5)について報告
- 歯科衛生士に対するアンケート調査について協議。

##### [学術]

- 平成22年歯科技工士試験第1回試験委員会(1/14)、健康スポーツ歯科全国指導者講習会(1/28)について報告

##### [福祉厚生]

- 互助会第1部の支給について承認。

#### ●地域保健部門

##### [公衆衛生]

- 第62回三重県公衆衛生学会(1/8)、みえ歯一ネットプレス発表・四日市地区地域8020運動推進協議会(1/14)、子育て応援!わくわくフェスタ(1/16、17)、尾鷲地区・紀南地区地域8020運動推進協議会(1/21)、第7回介護予防研修会(1/24)、東海信越地区歯科医師会連絡協議会地域保健・地域医療担当者分科会、標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル説明会(1/27)、8020特別事業打合せ会、南

### 承認事項

- 会員数：一般695名、勤務24名、終身127名、特別3名、法人6、合計855名。
- 死亡退会2名 太田欣作先生(津支部)  
門脇俊太先生(四日市支部)

勢・志摩地区地域8020運動推進協議会(1/28)、「かむかむクッキングコンクール」表彰式(2/4)について報告

- 「みえ歯一ネット」ホームページの開設案について協議。

##### [障害者治療]

- 障害者歯科センター1月分診療実績報告
- 平成22年度障害者歯科センター診療日程について協議。

#### ▲情報処理部門

##### [広報編集]

- 中日新聞「歯のオアシスPart 2」掲載：1/25「口腔がん」
- 三重テレビ『歯チカラ』再放送報告(1/23)

##### [企画調査]

- 平成21年度最新歯科医療実態調査(冊子版)について報告

#### ★臨時委員会

##### [機構改革臨時委員会]

- 答申書(公益法人制度改革に対する対応について)について報告

##### [レセプト電算化・オンライン化対策臨時委員会]

- レセック説明会(1/31)について報告

##### [その他の報告]

- 東海信越地区会長・専務理事連絡協議会及び会長・副会長・専務理事・日歯代議員連絡協議会(1/30)
- 日本学校歯科医会加盟団体長会議(2/3)

### 協議事項

- 支部長会の招集並びに附議事項について  
招集日時：2月28日(日)午前10時
- 平成22年度事業計画並びに予算計画について
- 公益法人制度改革への対応について
- 会務並びに事業の運営について
  - ①緊急雇用創出事業の利用について
  - ②平成21年度新入会員講習会について

## 2月 支部長会 報告

平成22年2月28日（日）  
三重県歯科医師会館

# 平成22年度事業計画、 公益法人制度改革について協議



3月の定時代議員会を控えた今年度最後の支部長会が開催された。

近未来を見据えた大綱に基づく平成22年度事業計画や、機構改革臨時委員会の答申を受けての公益法人制度改革に対する今後の方向性等について、熱心な協議が行われた。

### 会長挨拶

前回12月の支部長会直後に、診療報酬の改定率が決定した。10年ぶりのネットでプラスの改定となり、歯科は医科を上回る2.09%増となった。さらに今月、中医協の答申が出て点数配分の概要も明らかになってきた。日歯は基本診療料への重点配分を求め、当初の予測では歯科初診料190点ほどとされていたところを最終的に218点まで引き上げることができた。ここに至る種々の働きかけは評価できると思う。

プラス改定となったのは政権交代の効果でもあるだろう。東京の歯科医師会館でも民主党議員が出入りする姿が目に付く。ただし、改定率や点数配分は官僚レベルを相手にした時の論理であり、政治家にあるべき医療政策を理解してもらうのはまた別の話だろう。「民主党政権だからこれからも診療報酬が上がる」というわけではないので、今後、日歯がどのように活動していくべきのかをしっかり考えなければならない。

### 報告事項

#### 1. 会長報告

今回の診療報酬改定で特徴的なことの一つは、中医協の役割がかなり限定されてきたことだろう。「診療報酬改定の基本方針」は社会保障審議会が示している上に、今回の改定率の決定に当たっては医科の入院・外来の配分まで定められた。もちろん中医協でもそれなりの議論は行われたものの、詳細な点数配分は厚生労働省と医療側、あるいは保険者側で煮詰めていく状況下では、今後さらにその役割の見直しが進むことが想像される。

歯科の改定で在宅及び障害歯科医療が重視されたのは社保審の「基本方針」を受けてのものだが、日歯としては歯科全体の底上げを図るために基本診療料に重点を置くよう働きかけた。今回は日歯理事会に加わっているので、日歯の実務担当者が食事も摂らずに電卓片手に「ここを1点上げるとどうなる」「この1点をこちらに回せばこういう効果がある」等と喧々諤々やっている姿を間近で見ることができた。改めて日歯の役割の重さ、会員の力を結集することの大切さが実感された。

3月には日歯第16回代議員会が開催される。このところ代議員からの質問数が多くなりすぎ、協議に時間をかけられなくなっていたが、今回は地区質問と重複するものは個人質問ではなく関連質問として扱うことにしたので若干整理されそうである。また、当初上程予定であった終身会員の会

費免除年齢を引き上げるための殊遇規則改正案は取り下すことになった。日歯の公益法人制度改革への対応も含め、会として解決しなければならない課題はまだまだ多い状況であり、日歯代議員会での議論にも注目して戴きたい。

## 2. 一般会務報告（芝田専務理事）

- (1) 会員数（平成21年4月1日～22年2月6日）  
入会8名、退会11名、会員数853名。
- (2) 診療報酬改定説明会について

3月28日(日)開催。午後1時より三重県及び東海北陸厚生局による集団指導（改定時説明会）が行われる。終了後に三重県歯科医師会による改定説明会を行う。



## 3. 各委員会事業報告

### 〔学術〕辻(哲)理事

- 「高齢者の口腔乾燥症に関するアンケート調査」について

日本歯科医学会の委託事業である「平成21年度プロジェクト研究」の一環として日歯会員から無作為抽出で600名を対象としたアンケート調査が実施される。三重県内では9名が対象となっている。ご協力をお願いしたい。

### ○平成22・23年度日歯生涯研修事業について

研修項目、研修コード等が見直される他、新たに「特別研修」が設けられ、修了基準の条件に加えられる。詳細は日歯雑誌3月号に掲載されるので、そちらを確認されたい。

なお、20・21年度の研修単位登録は4月15日が締切になっているので、必要な登録をそれまでに行って戴きたい。

### ○第2回学術研修会について

2月14日(日)「歯周外科における切開線の基本からインプラント治療への応用まで」(講師：大阪府開業 畠山善行先生)を開催。110名の出席があった。

### 〔公衆衛生〕中井常務理事

#### ○フッ化物洗口推進事業について

この事業は単年度事業で、2年目以降も継続する施設への洗口用薬剤提供は3年に限っている。このため4年目以降に事業が中止されている施設が数か所ある。薬剤の提供が途絶えたからといってフッ化物洗口まで途絶えてしまうことのないよう、各施設がフッ化物洗口の意義を理解して継続して取り組むよう働きかける必要がある。学校歯科保健関係者や保護者を対象とした新しいパンフレット「フッ素ってなに?」を年度内に作成する。こうした啓発ツールを活用して、支部からも働きかけて戴きたい。



○学校歯科保健先進地視察研修について

2月19日(金)、岐阜県瑞穂市の穂積小学校を視察した(詳細はP.12記事参照)。三重県内の養護教諭等関係職種が参加し、志摩支部からは山本支部長、岡宗先生の参加があった。

**山本支部長(志摩支部)**

実際に現場を見てみると、「こんなに簡単なのか」という感じを受けた。フッ化物洗口は当たり前のこと、生徒が食後に勝手にやっている感じだった。私たちは診療所で保護者を通じてフッ化物洗口の効果についての知識を広め、また学校関係者にはこうした現場を見てもうことで認識を改めてもらうことが有効だと思う。



○みえ歯ートネットについて

現在、「みえ歯ートネット」協力歯科医院は116件で、年度内に全会員に協力歯科医院名簿を送付する。学校関係や障害者施設等の関連施設にも名簿を送付する他、4月1日から公式ウェブサイトで一般にも公開する。併せて県民啓発用のリーフレット約4,000部を、関連諸団体に配布する予定(4月1日以降)。

**[医療管理] 齋藤常務理事**

○平成21年分青色申告決算書の提出について

日歯・青色申告会連合会では、毎年、「歯科医業経営内容調査検討資料」を作成するために、青色申告モデル地区・適正申告推進モデル地区・大都市地区の会員からアンケート調査を行ってきたが、集計結果に偏りが生じるため、今回から全国の会員に拡大して実施することになった。三重県内では170件が回答することになっている。各支部単位でも偏りが出ないように、

医療管理委員会で振り分けて送付するので協力ををお願いしたい。

○「緊急保証制度」指定業種追加指定について

緊急保障制度の指定業種が拡大され歯科診療所も追加指定された。売上げの減少等について市町長の認定を受ければ、金融機関から融資を受ける際に、無担保で8,000万円、担保付で2億円まで信用保証協会の債務保証を受けることができるようになる。

○労働安全衛生法に基づく定期健康診断における胸部エックス線検査について

従来は原則全員に実施が義務付けられていたが、40歳未満で医師が必要でないと認める場合は省略することができることになった。

**[広報編集] 熊谷理事**

○三重県市町村職員共済広報紙からの記事依頼について

上記『共済NEWS』に、歯科疾患の予防に関する記事を年4回掲載することになった。

**[企画調査] 桑名理事**

○最新歯科医療実態調査(冊子)配布について

昨年7月に実施した「最新歯科医療実態調査」の報告を冊子にまとめたものを、全会員に送付する。さらに詳細な分析も継続し今後提供していく予定。



**[機構改革] 橋本副会長**

公益法人制度改革への対応については、1月28日付で答申があった。委員会では引き続き障害者歯科センターのあり方について検討していく。

**[コ・デンタルスタッフ対策] 齋藤常務理事**

歯科衛生士の復職支援事業に取り組むために、県内の歯科衛生士有資格者を対象にアンケート調査を実施する予定。現在、会員診療所に勤務している歯科衛生士にもアンケートが届くことになるが、主旨を踏まえてご理解戴きたい。

## 協議事項

○平成22年度事業計画について



大綱について（峰会長）

これまで公益法人制度改革やレセプトオンライン化等、形が見えていないものを意識しながら事業計画を立てる必要があったが、今回は政治的には不透明ながら、制度的にはある程度先が見通せる状況になってきた。近い将来像を明確に描きながら大綱をまとめた。

この執行部になってから、公衆衛生活動が一段と活発になっており、各種報道でも取り上げられることが増えてきた。公益法人認定の有無に関わらず、今後も公益事業を中心とした事業展開を行っていく。同時に、会費収入で成り立っている本会が共益事業を軽視することはあり得ない。むしろ制度改革への対応を機会に充実を図る。

平成22年度の事業計画策定に当たっては、従来の委員会ごとの事業計画案ではなく、事業ごとの計画案に変更した。これは会計基準の関係もあるが、平成15年の会長就任以来取り組んできた委員会の枠を超えた活動をさらに推し進めるためのものと理解して戴きたい。

**[レセプト電算化・オンライン化対策] 田所副会長**

レセックの公式ウェブサイトが開設された。県歯のホームページにもリンクバナーを掲載したのでアクセスして戴きたい。

レセックもレセプト電子化助成金の対象になることが明らかになったので活用して戴ければと思う。

学術研修事業について（辻(哲)理事）

平成22年度は日歯研修セミナーと日本歯科医学会学術講演会を本県で開催する。従来、障害者治療委員会の事業計画に含まれていた救急処置講習会は学術研修事業に組み替えた。新規事業として支部学術事業への支援を行う。



8020運動特別事業及び地域保健・公衆衛生事業について（中井常務理事）

公衆衛生、地域保健関連の事業では関連職種や県民を対象とした事業が拡大してきた。学術委員会や広報編集委員会等とも協働しながら、そうしたニーズに応えていきたい。

伊賀で開催する歯科保健大会をはじめ、歯の衛生週間事業、地域8020運動推進協議会等、各支部と連携しながら地域の歯科保健課題に取り組む。在宅歯科については、これまで行ってきた口腔ケア・モデル事業は一旦終止とし、次のステップとして関連職種との地域歯科医療連携に取り組む。特に維持期での関連職種の連携を推進するためのモデル地区を指定する予定。事業所健診については、成人歯科健診と関連づけていきたい。

**社会保障・医療保険関連事業について（羽根常務理事）**

今年度は診療報酬改定の年に当たるため、『保険診療の手引』改訂を始め、迅速な情報提供に努め、各種講習会も開催していく。

**医療提供体制整備事業について（斎藤常務理事）**

医療安全の推進とコ・デンタルスタッフ対策を二本の柱に事業を展開していく。従来の事業に加え、新たに離職歯科衛生士の復職支援事業に取り組む。

**障害者歯科医療事業について（武山理事）**

新規事業として4月1日よりスタートする「みえ歯ートネット」の運営に参画し、障害者歯科センターは診療ネットワークの中核機能を担うことになる。

**福祉厚生事業について（武田理事）**

互助会事業の他、協同組合及び国保組合と連携しながら共益事業の充実を図る。従来、医療管理委員会で行っていた永年勤続者の顕彰は福

祉厚生事業に組み替えた。

**広報活動事業及び調査研究事業について（太田常務理事）**

両事業内容については大きな変更はないが、委員会としては、他の様々な事業を必要に応じてサポートしていく。

**レセプト電算化・オンライン化対策事業について（田所副会長）**

24年3月の原則義務化に向けて、すべての会員の診療報酬請求が円滑に行えるようサポートしていく方針に変更はない。同時にその先を見据えた情報提供も行っていく。

**総合組織改革事業について（橋本副会長）**

公益法人制度改革検討PTで、公益社団法人への移行を念頭においた検討を行うとともに、支部の新制度移行への対応を支援する。機構改革臨時委員会では障害者歯科センターのあり方について検討を行う。

**関連質疑**

Q：浅野支部長（四日市支部）

支部の学術事業の支援とはどういう内容か。



A：辻(哲)理事

各支部の学会開催に対し年1回、5万円程度の補助を考えている。公益法人制度改革への対応で非会員に対して学術事業の門戸を開く場合もあるが、補助に当たって支部事業に対して制約を設けるつもりはない。

Q：山本支部長（志摩支部）

障害者等を対象に口腔ケアは好評を得ているが、モデル事業の継続はできないのか。



A：中井常務理事

モデル事業の趣旨を鑑みれば区切りは必要だ。必要な事業であれば、別の形での予算立ての道を探ることになる。

## ○公益法人制度改革について 峰会長

平成21年6月18日から22年1月28日まで5回の機構改革臨時委員会を開催し、答申を得た。結論としては「三重県歯科医師会は、公益社団法人の認定を念頭においていた移行準備を進めるべきであると考える」とのことである。昭和22年以来、本会が「公益活動を行う団体として県民や行政から信用を得てきた歴史」を踏まえて、これを公益法人として未来に継承することは至極当然との主旨である。

機構改革臨時委員会と平行して、公益法人改革検討プロジェクトチームで実務的な検討も行っている。予備調査の報告書を待っているところ

であるが、いわゆる公益事業比率は多少の余裕を持ってクリアできる見込みになっている。また、日歯等で問題となる保険業法についても本会は規模が小さいため障害とならない。

答申は「平成25年12月という期限が設定されていることから、早々に本答申を参考に執行部としての移行方針の決定がされることを要望する」と結ばれており、執行部としてもこの答申に沿った準備を進めていきたいと考えている。

ただし、公益認定法の制度が本会の健全な組織運営を損ねる可能性が高いと判断された場合は、一般社団への移行を選択する場合もありうることを申し添えておく。

## 関連質疑

Q：渡部支部長（鈴鹿支部）

公益法人認定を受ける場合、申請はいつごろになるのか。

A：峰会長

平成22年度予算は新規公益法人会計に準拠したものとしている。これを元に1年間事業を実施することが一つのトライアルになる。並行して定款改正も検討しなければならない。申請する場合、早くても23年になる。

Q：山本支部長（志摩支部）

行政主導の改革には不安を感じる。公益申請を認めてから、後からしばりがきつくなったりすることはないのか。

A：峰会長

公益法人は認定そのものに高いハードルが設定されているものだ。慎重な判断は必要だが、私たちの現在の活動が正しく公益性を認められるのであれば、無用に臆することなく認定を受けていきたいと考えている。



（広報編集委員・呉山隆浩 記）

## 3月 理事会 報告

平成22年3月4日（木）  
三重県歯科医師会館

# 代議員会附議事項について協議 公益法人制度改革に対する 本会の方向性に関する議案上程へ

## 会長挨拶



本日は悲しいお知らせをお伝えしなければならない。前会長で、本執行部も顧問として支えて戴いていた中村宗矩先生が、昨日亡くなられた。心から哀悼の意を表したい（理事者全員で黙祷）。

中村先生が本会の会長を務められていた頃に breakthrough（突破）という言葉が流行した。ある問題に対し、従来の方法とは質的に異なる方法によって解決策を見出すことを言う。時代が大きく変わろうとする時には、原点に立ち返り思索を深めることによって求めるべき真理が見えてくるのだと思う。中村執行部の時代にも歯科界を巡る環境には様々な変化があり、複雑な問題を解決していくかねばならなかったが、私が後を引き継いでからもさらにそうした変化が激しくなっている。

次年度に向けて、代議員会では事業計画に加え、公益法人制度改革への対応について諮らねばならない。限られた時間であるが十分に協議願いたい。

## 報告事項

### 1. 会長報告

2月支部長会から日も経っていないので、中央情勢に関しては新たに報告すべき事項はないが、公益法人制度改革検討PTには予備調査報告が届いた。

### 3. 各委員会事業報告

#### ■社会保障部門

##### [社会保障]

- 新規個別指導、亀山支部社保講習会（2/25）について報告

#### ◆会員事業部門

### 2. 一般会務報告

- 無料職業紹介事業報告（累計）：求職7件、求人71件、紹介2件、まとまったもの0件
- 3月、4月行事予定

#### [医療管理]

- 歯科相談8件
- 三重県後発医薬品適正使用に関する講習会（2/11）、救急医療情報センター評議員会（2/25）について報告
- 日歯青申連アンケート調査について協議。

**[学術]**

- 平成21年度第2回三重県歯科医師会学術研修会(2/14)、平成22年歯科技工士実技試験(3/2)について報告

**[福祉厚生]**

- 互助会第1部の支給について承認。

**●地域保健部門****[公衆衛生]**

- 第1回みえ歯ートネット運営協議会並びに設立記念講演会(2/11)、第1回三重県医療審議会健やか親子推進部会(2/15)、伊賀地区及び松阪地区地域8020運動推進協議会(2/18)、学校歯科保健先進地視察研修(2/19)、第2回公衆衛生委員・支部公衆衛生担当者合同連絡協議会(2/25)、トヨタ販売連合健康保険組合歯科健診廃止について報告
- 「みえ歯ートネット」公式ウェブサイト、フッ化物応用推進パンフレット案について協議。

**[障害者治療]**

- 平成21年度障害者歯科センター推進連絡協議会(2/25)、障害者歯科センター担当医の交代

**承認事項**

- 会員数：一般695名、勤務24名、終身125名、特別3名、法人6、合計853名。
- 死亡退会1名 中野四郎先生（桑員支部）

**協議事項**

- 第205回定時代議員会の招集並びに附議事項について

招集日時：3月21日(日)午後1時

**附議事項**

第1号議案 財産の管理及び会計規程の改正について

第2号議案 平成22年度事業計画に関する件

第3号議案 平成22年度予算に関する件

第4号議案 平成22年度諸会費並びに負担金の賦課徴収に関する件

第5号議案 終身会員の推薦に関する件

(4月1日付)、障害者歯科センター受付改修工事、障害者歯科センター22年2月分診療実績について報告

**▲情報処理部門****[広報編集]**

- 中日新聞「歯のオアシスPart 2」掲載：2/10「フッ化物」、2/25「全身との関連」
- 第5回広報編集委員会(2/18)、三重県市町村職員共済『共済NEWS』について報告

**[企画調査]**

- 平成21年度最新歯科医療実態調査（冊子版）発行について報告

**★臨時委員会****[機構改革臨時委員会]**

- 「新公益法人への移行に関する予備調査報告」について報告

**[コ・デンタルスタッフに関する協議会]**

- 歯科衛生士就労状況アンケートの検討状況について報告

**[レセプト電算化・オンライン化対策臨時委員会]**

- レセックに対する助成金の支給について報告



第6号議案 歯科保健文化賞受賞者に関する件

第7号議案 保健衛生賞受賞者に関する件

第8号議案 公益法人制度改革に対する本会の方向性に関する件

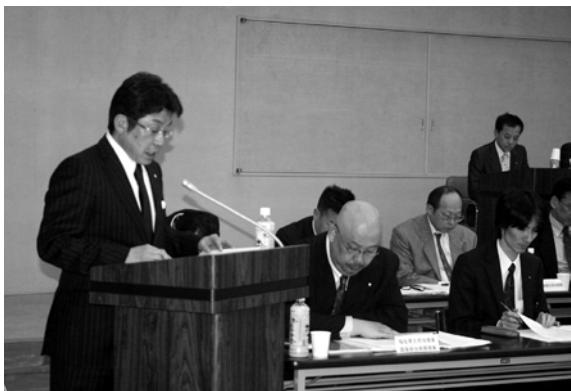
報告 平成22年度株式会社エムディ事業計画及び予算について

- 会務並びに事業の運営について
- 平成22年度東海信越地区諸会議について

## 第205回 定時 代議員会 報告

平成22年3月21日（日）  
三重県歯科医師会館

# 公益法人への移行を念頭において 準備を進めることを決議



第205回定時代議員会が開催され、平成22年度事業計画及び予算等、全8議案が可決成立した。

物故会員に対する黙祷から始まり、峰会長の挨拶等の後、議事運営特別委員会の横山委員長より質問に関する留意事項、運営スケジュール等が報告された。

上程された議案の多くは例年3月の定時代議員会で上程される次年度の事業計画、予算が中心だが、今年度は25年3月の公益法人／一般法人の移行期限を視野に入れた内容が多くなっている。第1号議案では新規会計基準に沿った「財産の管理及び会計規定の改正に関する件」が可決。第2号議案・22年度事業計画は従来の委員会ベースから事業ベースでの計画に変更されており、委員会の枠組みを超えた事業展開を目指すことが大綱でも示された。第3号議案で示された22年度の予算書も、同様に資金ベースから損益ベースへの変更が行われている。さらに今後の本会の方向性に関わる第8号議案では、機構改革臨時委員会の答申に基づき「公益社団法人の認定を念頭において準備を進める」という方針が示され、出席代議員の大多数の賛同を得て可決された。

### 会長挨拶

現執行部がスタートして一年が経過しようとしている。この一年間ほど、いろいろな意味で変化が多かった年はない。戦後初めて選挙による本格的な政権交代が起きた。平成22年度診療報酬改定もそうした状況下で行われ、歯科医療に対する政治の影響を強く実感した年でもあった。新政権下ではレセプトオンライン省令も改正され、完全義務化は事実上撤廃された。自民党政権とは違う方向性が示されたわけだ。オンライン化を含めた情報化社会への流れは社会全体に及んでおり私たちもその影響からまぬがれることはできないと考えているが、高齢の会員が保険診療からの撤退を強

いられることがなくなったことには安堵している。

少子高齢化社会へ向かう傾向もさらに強まっている。歯科界にとっても、歯科衛生士や歯科技工士のコ・デンタルの人材不足という形での影響が出てきている。一方で歯科医師の需給問題も、歯学部の定員割れという新たな局面を迎えた。従来の数の問題、供給過多の解決よりも、質の確保が重要な課題になっている状況である。

今日は、22年度の事業計画並びに予算とともに、公益法人改革に対する三重県歯科医師会の今後の方向性についても審議をお願いしたい。

## 氏名点呼

定数33名。出席32名（うち予備代議員3名）、欠席1名。代議員会成立。

## 議事運営委員会報告

### 決定事項

- 一、原則として、事前質問以外は受け付けないものとする。
- 一、議事の進行上、時間の余裕が生じた場合に限り議長裁量で質問を受ける。
  - (1) 質問は簡潔明瞭とし、重複を避けること。
  - (2) 質問の所要時間は3分とし、これを遵守する。
  - (3) 再質問・関連質問は2分以内とし、これを遵守する。
- 一、議事運営特別委員会の決定を遵守し、議長の指示に従うものとする。



横山議事運営委員長

## 報告事項

### 1. 会長報告

#### 平成22年度診療報酬改定について

10年ぶりの全体でプラス改定となり、しかも歯科改定率が医科を上回った。日本歯科医師会が技術料比率の差を示して民主党等を説得した結果と考えている。日歯理事会等で東京に赴いた際に、改定に関わる歯科関係者の大変な努力を目の当たりにしたことを報告しておく。

歯科の2.09%プラス改定は536億円相当と試算される。このうちの41.9%に包括化によるマイナス部分を加えて、225億円相当の基本診療料の引き上げが実現した。

#### レセプト電算化・オンライン化について

平成21年11月25日に省令改正があり、民主党政権下で完全義務化が事実上撤廃された。オンラインに加え電子媒体での請求が認められた他、様々な免除または猶予規定が設けられている。日歯会員向けレセコンASPシステム（レセック）も22年2月から運用が開始されている。

### 第165回日歯代議員会について

殊遇規則の一部改正議案について、定款との整合性について疑義が生じたため、大久保会長の判断で代議員会直前に上程が取り下げられた。終身会員の会費免除年齢の引き上げについては今後改めて対応を検討していくことになる。

### 国民歯科医療のあるべき姿検討委員会中間報告書及び歯科医師需給問題WT中間報告書について

あるべき姿委員会と歯科医師需給WTからそれぞれ中間報告書が出た。需給については、その課題が数から質へと変化してきている。各大学歯学部も様々な対策を講じているものの少子化も背景にあることから、しばらくは受験者数は減少傾向をたどると思われる。

### その他

「みえ歯ートネット」を平成22年2月11日に設立し、4月1日から始動する。運営協議会には、歯科医師会、行政に加え障がい児（者）支援団体にも入って戴いている。障害者歯科センターのあり方については、今後、機構改革委員会でも考えていく。

## 2. 一般会務報告（芝田専務理事）

平成21年4月1日～平成22年1月31日までの会員異動状況、諸会議開催状況等について報告。

## 3. 平成21年度中間会計報告（芝田専務理事・中藤監事）

同じく一般会計他の各中間会計及び中間監査について報告。

## 4. 各事業関係報告（芝田専務理事）

同じく各事業について会議及び事業、予算の執行状況を報告。



## 関連質疑

Q：高阪代議員（桑員）

歯科の2.09%プラス改定は喜ばしいが、医科では病院再診料が57点から69点に引き上げられている。ここだけを見れば21%プラスではないか。これと比べれば歯科の初再診料に手厚く配分されたとは実感できない。依然として医科歯科格差が大きいと思うがどうか。



A：峰会長

医科病院再診料の引き上げについては、社会保障審議会の基本方針の中で病院勤務医の負担の軽減が重点課題として示され、激しい議論の末に医科診療所再診料の引き下げとセットにして行われたものであることも理解しておくべきである。医科歯科格差の改善は今後とも努力していくべきだが、今回の歯科の基本診療料の引き上げについては評価できるものだと考えている。

Q：高阪代議員

歯科医師国家試験について、合否基準が曖昧で受験生自身が困惑しているようである。不適切な問題も少なくないと伝え聞く。資格試験としての適性はどうか。

A：峰会長

国家試験の問題については様々な推測、憶測が多いようであるが、国家試験検討委員会等に適切な働きかけを行っていくことが必要と考えているが、歯学部定員割れを含む質の問題も含めて総合的に検討していきたい。

Q：横山代議員（松阪）

歯科保健文化賞がどのように有効に使われたのかを教えて戴きたい。



A：峰会長

歯科保健大会に際して、その開催地域の方々を中心に行われている。その地域の歯科保健の高揚を目的としており、相応の効果はあると考えている。

## 議事

### 第1号議案 財産の管理及び会計規定の改正に関する件

芝田専務理事より「平成20年12月に新公益制度改革三法が施行され、新たな会計基準が設定された。公益または一般社団への移行時のためにこの会計基準に準拠することが必要となることから、会計基準の改正案を上程した」旨の説明があり、原案通り可決された。



### 第2号議案 平成22年度事業計画に関する件

大綱については峰会長が、事業計画の詳細についてはそれぞれ担当役員が説明した（事業計画についてはP.39参照）。原案通り可決。

### 第3号議案 平成22年度予算に関する件

### 第4号議案 平成22年度諸会費並びに負担金の賦課徴収に関する件

第3号、第4号議案は一括上程。芝田専務理事より、第1号議案として承認された「財産管理及び会計管理規程」に基づき、平成20年度公益法人会計基準に準じた損益ベースの收支予算内訳表が示された（従来の資金ベースの予算書も参考のため提示）。

### 第5号議案 終身会員の推薦に関する件

年度当初に70歳に達した7名の会員を終身会員として推薦。原案通り可決。

### 第6号議案 歯科保健文化賞受賞者に関する件

現在、県当局と調整中のため7月代議員会で

Q：高阪代議員



従来から一般会費とは別に診療報酬額によって異なる協力会費を徴収しているが、公益を担う団体として問題視されることはないか。全員一律の一般会費のみの方が公平であると考える。保険外収入が反映されていないという点でも問題があると思う。

A：峰会長

全国の都道府県歯科医師会では、本会と同じような平等割+応能割のところもあれば、平等割の会費のみとしているところもあり、どちらも相応の理由があって採用されているものと考えている。応能割が保険収入のみで決めざるを得ないとの問題点も以前から何度も指摘されていることである。今後、公益または一般社団への移行に当たっての定款改正で、会費についても検討していくことになるが、その際には近年、会員間の格差が大きくなっていることも留意していく必要があると考えている。

この後、採決に移り、原案通り可決。

の承認とすることで可決。

### 第7号議案 保健衛生賞受賞者に関する件

各支部より推薦された12名について原案通り可決。

## 第8号議案 公益法人制度改革における本会の方 向性に関する件（峰会長）



平成20年12月にいわゆる公益三法が施行され、現行の社団法人等は平成25年11月30日までに、公益認定を受けるか一般法人への移行認可を申請しなければならない。

そこで昨年6月に桑員支部の水谷先生を委員長とする機構改革臨時委員会を設置して5回の集中審議を行って戴き、去る1月28日付で答申を得た（P.43参照）。答申では「三重県歯科医師会は、公益社団法人の認定を念頭において移行準備を進めるべきであると考える」と結論付けられている。

12月には執行部四役に、名古屋のサカエ税理士法人代表で三重県公益認定委員でもある遠島公認会計士にも加わって戴いた「公益法人改革検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、公益法人移行に関する予備調査を行った。3月4日付の報告書では、△公益事業比率は約67%と試算され50%を超える可能性が高い△歯科医師国保組合や協同組合等の関係団体の兼務役員数については改善が必要である△定款の改正が必要である、との結果が出ている。

理事会でも慎重審議を続けてきた結果、機構改革臨時委員会の答申に沿って公益社団の認定を念頭において準備を進めることについて承認を戴くべきであるとの判断に至り、本議案を上程した。

ただし、現時点ではあくまでも準備に入るということである。答申書にもあるように公益認定法の制度が本会の健全な組織運営を損ねると判断された場合には、一般への移行も当然選択肢となる。一方で、現時点で公益法人への移行の可能性を捨てる必要はないと考えている。

Q：浅野代議員（四日市）



公益法人では、理事会で会長（=代表理事）を選定することが定められていると聞いたが、新法人では会長の選出方法は変わるのであるか。

A：峰会長

代表理事の選定機関はあくまで理事会となるのだが、「総会決議により代表理事を選出し、理事会においてその候補者を選定する方法によることができる」旨を定款に定めることにより、従来の会員による選挙とほぼ同様な形で会長（=代表理事）を選出できると考えている。



この後、採決に移り、第8号議案も原案通り可決され、全ての議事が終了した。

（広報編集委員・井上 博 記）

# 平成22年度事業計画

## 大綱

平成22年度事業計画は、近い未来社会を想定して立案する。平成21年度には地域保健・公衆衛生の活動分野を、関係諸機関、諸団体との連携を強化することで拡大してきた。今年度も公益法人として県民の信を得るためのモチベーションを高め、あるべき歯科医療・口腔保健の実現に向けて、地域住民と手を携えた活動をさらに推進する。併せて、地域医療及び本会の公益活動を支える会員のために、共益活動についてもより一層充実を図る。こうした目標を達成するためには、多種多様な事業展開が県民や会員にとって必須の課題となるため、必要に応じて各委員会の壁を取り払い複数の委員会がコラボレーションすることで、柔軟な発想をもって対応できる執行体制の構築をさらに進める。同時に「新しい公」が求められる時代にふさわしい組織を目指して、本会のガバナンスのあり方等も検討していく。21年度に設置した3つの臨時委員会は22年度も活動を継続し、特にコ・デジタルスタッフの不足は、少子化の影響下で今後ますます厳しいものとなることからさらなる対策を検討していく必要があると考える。

以上のような現状と課題を踏まえて以下の事業に取り組む。

## 1、学術研修事業

県民の生涯にわたる心身の健康に寄与する質の高い歯科医療を提供するためには、地域医療を担う歯科医師等が常に研鑽に努め、その知識・技術を高めることが不可欠である。本会では、関係機関・各種学会等と連携し、歯科医療専門職が生涯にわたる研修に取り組む場を不斷に提供していく。この成果は広く一般に還元されるものである。

1. 学術研修会を開催する
2. 救急処置講習会を開催する
3. 日本歯科医師会が実施する生涯研修事業に協力する。なお、平成22年度は日歯生涯研修セミナーを本県で開催する
4. 日本歯科医学会が実施する学術研修に協力する。なお、平成22年度は本県で日本歯科医学会学術研修会を開催する
5. 地域の歯科医師会が実施する学術研修事業を支援する
6. 歯科医師臨床研修制度に協力する
7. 図書及び視聴覚教材を充実する
8. 関係諸会議、学会等に出席して学術研修事業に反映する
9. 支部学術担当者連絡協議会を必要に応じて開催する

## 2、8020運動推進特別事業及び地域保健・公衆衛生事業

全身の健康づくりに寄与する口腔保健という認識の下、県民の健康増進と健康寿命の延伸に貢献することを目的として、行政及び地域住民等の組織・団体と協働を図りながら、各ライフステージに対応し、かつ地域に根ざした口腔保健活動の推進に幅広く取り組む。特に超高齢化社会の到来に対応し、介護関連をはじめとした関連職種と連携しながら、在宅歯科診療及び介護予防の普及、推進に係る事業を実施する。また病院歯科及び医科との連携にも取り組み、あるべき地域歯科医療体制の確立に寄与する。

1. 第15回三重県歯科保健大会を開催する
2. 地域の歯科医師会と連携して、歯の衛生週間事業（歯・口の健康に関する図画・ポスター

コンクール、よい歯の児童生徒の審査・表彰、母と子のよい歯のコンクール）を行う

3. いい歯の8020コンクールを実施する
4. 地域の歯科医師会が実施する地域8020運動推進協議会及び公衆衛生関連事業を支援する
5. 地域8020推進員を育成する
6. みえ歯ートネット（障がい児(者)歯科保健対策）を推進する
7. 在宅歯科診療、介護予防、口腔ケア等の研修事業及び協議会等を、広く関連職種も対象として実施する（介護予防研修会、在宅歯科診療研修会、口腔ケア実践研修等）
8. 学校歯科保健関連事業を行う（学校歯科衛生大会の開催、先進地視察研修等）
9. フッ化物洗口推進事業を行う
10. 産業歯科保健関連事業を行う（事業所健診の実施並びに資料の収集、関係団体との連携、必要な調査・研究）
11. 三重SHP協議会を通じて、マウスガードの普及に努める
12. 児童虐待防止事業を行う（歯科医師への啓発、児童相談所一時保護入所者への歯科健診・保健指導等。犯罪被害者支援も含む）
13. 病院歯科との連携を推進する
14. 医科歯科連携を推進する（歯周病と糖尿病等）
15. 三重県が行う歯科保健事業に協力する
16. 口腔保健に関わるパンフレット等を作成する
17. 保健文化賞・保健衛生賞に関する各事業を行う
18. 口腔保健条例に関わる検討を行う
19. 関係諸会議、学会等に出席して、8020運動推進特別事業及び地域保健・公衆衛生事業に反映する
20. 支部公衆衛生担当者連絡協議会を必要に応じて開催する

### 3、社会保障・医療保険関連事業

公的医療保険制度の下で、県民に歯科医療を継続的に提供できる健全な体制を維持、発展させるために、地域の歯科医療を担う保険医及び保険医

療機関等を支援し、保険歯科診療に係る正確で分かりやすい情報を提供する。また行政を含む関係機関と連携を取り、歯科医学的根拠に基づいた質の高い歯科医療が提供できる環境作りに努める。

1. 公的医療保険及び介護保険に関わる情報を、種々の媒体を用いて正確に分かりやすく提供する。なお、平成22年度は診療報酬改定に対応して『保険診療の手引』の改訂を行う
2. 公的医療保険及び介護保険に関わる講習会を行う。なお、平成22年度は診療報酬改定に対応した講習会を行う
3. 地域の歯科医師会が実施する社会保障・医療保険関連事業を支援する
4. 審査支払機関における審査が歯科医学的に適正に行われるよう、三重県社保支払基金及び三重県国保連合会審査委員会との意見交換を行う
5. 関係団体との連絡を密に行い、保険医療機関による法的手続きが円滑に進められるよう支援する
6. 東海北陸厚生局三重事務所と三重県、厚生労働省の行う保険医及び保険医療機関に対する行政指導及び監査に立ち会う。なお、会員に対しては必要に応じて自主懇談または対象者を特定した講習会を行う
7. 福祉医療の円滑で効果的な運営に協力する
8. 歯科保険診療を中心に、公的医療保険制度に関わる種々の問題を中長期的な視点から検討する
9. 関係諸会議に出席して、社会保障・医療保険関連事業に反映する
10. 支部社保担当者連絡協議会を必要に応じて開催する

### 4、医療提供体制整備事業

安全で質の高い歯科医療を提供できる体制を整備するために、歯科医療管理（医療事故、院内感染防止対策等の医療安全対策の推進を含む）、歯科医業経営等の分野に係る事業を行う。特に喫緊

の課題であるコ・デンタルスタッフの確保、養成、質の向上については、有効かつ実施可能な施策を検討し実施する。また、大規模災害時の医療救護体制の確保のため、行政及び地域の歯科医師会との連携体制を構築する他、救急医療体制の整備にも協力する。

1. 医療管理学会を開催する
2. 歯科診療所における医療安全対策の推進(AED講習会等関連講習会の開催・サーベイメーターの貸与等)
3. 地域の歯科医師会が実施する医療提供体制整備事業を支援する
4. 県内高等学校を対象とした歯科衛生士の職業説明会を開催する
5. 県内高等学校生徒を対象としたインターンシップ事業を行う
6. 県内の離職歯科衛生士を対象とした復職支援事業を行う
7. 歯科助手講習会を開催する
8. 無料職業紹介事業を行う
9. 医療相談、医療事故処理を行う
10. 行政及び地域の歯科医師会と連携を取り、大規模災害時の医療救護体制の整備を行う
11. 三重県救急医療情報システムに参加・協力する
12. 三重県歯科医師会青色申告会の運営を担当する
13. 関係諸会議に出席して、医療提供体制整備事業に反映する
14. 支部医療管理担当者連絡協議会を必要に応じて開催する
15. 支部顧問税理士及び支部医療管理担当者連絡協議会を必要に応じて開催する

## 5、障がい者歯科医療事業

地域における障がい者歯科医療の普及・充実を目的として、地域障がい児(者)歯科診療ネットワーク「みえ歯ートネット」の運営に参画する。障がい者歯科センターは、同ネットワークの中核と

しての機能を担い、専門的な障がい者歯科医療を行う他、日本障害者歯科学会認定医の指導施設として認定医の育成や、歯科医師、歯科衛生士等の専門研修を行う。

1. 地域障がい児(者)歯科診療ネットワーク「みえ歚ートネット」の運営に参画する
2. 障がい者歯科センターでは、年間90日の専門的な障がい者歯科診療を行うとともに、「みえ歚ートネット」の中核としての役割を担う
3. 障がい者歯科センターでは、障害者歯科学会認定医の指導施設として、認定医の育成や会員、歯科衛生士等の専門研修を行う
4. 関係諸会議、学会等に出席して、障がい者歯科医療事業に反映する

## 6、福祉厚生事業

県民に良質な歯科医療を継続して提供するためには、歯科医業経営基盤の安定化と、コ・デンタルスタッフを含めた会員の健康増進に努める。互助会事業については、歯科医業を取り巻く状況の変化を考慮した見直しを行い、広く会員に益する制度の確立に努める。

1. 互助会事業を行う
2. 協同組合と連携し、会員及びコ・デンタルスタッフ等の福利厚生事業の充実を図る
3. 会員歯科診療所での永年勤続者に対する顕彰を行う
4. 国保組合と連携し、会員及びコ・デンタルスタッフ等の健康診断の推進を図る
5. 会員の親睦と福祉の向上を図る
6. 日本歯科医師会の行う福祉事業に協力する
7. 関係諸会議に出席して、福祉厚生事業に反映する

## 7、広報活動事業

機関紙としての『三歯会報』を頒布する他、公式ウェブサイト及びメールマガジン等のICTメディアも有効に活用して、歯科医療・口腔保健に

関する情報を広く一般に提供する。

1. 『三歯会報』を発行し、三重県歯科医師会事業に関わる情報及びその他の歯科医療に関わる有益な情報を県民及び会員に提供する。なお、平成22年度より年6回の発行とし、前年度より取り組んできた公式ウェブサイト、メールマガジンとの機能分担の明確化をさらにすすめる
2. 公式ウェブサイト、メールマガジン及び新聞、テレビ等の一般メディアを活用し、県民を対象とした口腔保健に関する啓発活動を行うとともに、三重県歯科医師会事業に関わる情報及びその他の歯科医療に関わる有益な情報を迅速に提供する
3. 三重県歯科医師会事業について報道機関への情報提供を行う
4. 関連諸会議に出席し、広報編集事業に反映する
5. 支部広報担当者連絡協議会を必要に応じて開催する

## 8、調査研究事業

歯科医療・口腔保健に関する有益な情報を収集するとともに、必要な調査を実施し、本会各事業に資するための分析、研究を行う。

1. 三重県歯科医師会事業の企画立案に資するため、本県の歯科医療に関わる調査研究を行う
2. 歯科医療に関わる種々の情報の収集及びその管理を行い、公式ウェブサイト等を通じて提供する
3. 三重県歯科医師会委員会事業の企画立案に参画する
4. 関係諸会議に出席し、調査研究事業に反映する

## 9、レセプト電算化・オンライン化対策事業

23年4月のレセプト電子化の原則義務化に向けて、全ての会員診療所が滞りなく診療報酬請求が

行えるよう地域の歯科医師会と十分な連携を取りつつ、必要な情報提供及び支援を行う。

1. 会員歯科診療所の診療報酬請求に関する現状を把握するための情報収集と、必要な情報提供を行う
2. 審査支払機関との連絡を密に行い、保険医療機関としての法的手続きが円滑に進められるよう支援するとともに、電子化に伴う審査基準の偏向が生じないよう努める
3. 日本歯科医師会と協力し、レセプト電子化の推進に努める

## 10、総合組織改革事業

公益法人制度改革における公益社団法人への移行を視野に入れ、三重県歯科医師会の機構のあり方及び事業活動の見直しを行う。併せて現在は、本会の支部として位置付けられている地域の歯科医師会に対して、公益法人制度改革に対応するための情報提供、助言、指導を行う。また、未入会対策、IT化の推進に加え、本会のガバナンス、コンプライアンス、リスク管理のあり方について検討を行う。

1. 機構改革臨時委員会の答申に則り、公益法人制度改革検討プロジェクトチームにおいて公益社団法人への移行を視野に入れた検討を行う
2. 地域の歯科医師会の公益法人制度改革への対応を支援する
3. 障害者歯科センター運営の見直しを行う
4. 未入会者対策に関する検討を行う
5. E-MAIL配信登録の推進を図る他、三重県歯科医師会会務のIT化を推進する
6. 本会のガバナンス、コンプライアンス、リスク管理のあり方について検討する

## 機構改革臨時委員会答申書 (公益法人制度改革に対する対応について) (抜粋)

三重県歯科医師会は、公益社団法人の認定を念頭においていた移行準備を進めるべきであると考える。

その理由は、三重県歯科医師会は、昭和22年に、単なる親睦団体・個人的利益を追求する団体ではなく、公益の実現に努める団体として地域社会から認められることが第一の意義であるとして社団法人格を取得した。以来、三重県歯科医師会は、公益法人としての誇りを持って活動し、公益活動をする団体として県民や行政から信用を得てきた歴史があり、今後も三重県内で歯科医師を代表する公益法人の専門団体として三重県歯科医師会を未来に継承することは至極当然のことである。

一方、三重県歯科医師会の活動費の原資は、会員からの会費が70%を占めており、会員に対する共益活動も重要な要点である。公益社団に移行した場合であっても共益活動が行えなくなる訳ではないので、これを機に事業を再構築し、会の公益活動を支える会員のために、より一層充実した共益活動も行ってもらいたい。

会員の三重県歯科医師会への強い帰属意識に立脚した団結力と実践力を得るには、組織は会員の価値観を大事にし、会員は組織の価値観や目標を大事にすることが肝要であり、執行部のリーダーシップと会員の意志集約の絶妙なバランスこそが、強い組織力の原動力となると考える。

また、公益・一般に係わらず移行後は、支部形態を持つ方式の団体運営は、現実的には不可能となる。

現在、三重県歯科医師会には、社団格を持つ支部が5支部（四日市・鈴鹿・津・松阪・伊勢度会）、任意団体である支部が6支部（桑員・亀山・志摩・尾鷲・南紀・伊賀）の11の支部組織がある。社団

格を持つ支部については、一般社団あるいは、公益社団に移行するものであるが、任意団体である6支部についても、今後の市町行政との関係を考慮すると、この機会に最低でも法的な根拠に基づいて設立される一般社団格を取得することが望まれる。

当然のことながら、三重県歯科医師会は、双方の移行について助言を行う体制を整えて戴きたい。

しかし、今回の公益法人制度の改正は行政主導の改革であるため、今後実際の移行準備を進めるに当たり、公益認定法の制度が、三重県歯科医師会の健全な組織運営を損ねると判断され一般社団に移行した場合であっても、三重県歯科医師会創立の歴史と意義を踏まえ、これからも地域歯科保健、地域歯科医療の推進になくてはならない団体として県民から信任を戴くために、事業の質や会員としての心構えを会員全員が真摯に考え直す機会となることを委員一同切に望むものである。

今後は、平成25年12月という期限が設定されていることから、早々に本答申を参考に執行部としての移行方針の決定がされることを要望する。

### 【機構改革臨時委員会】

委員長	水谷忠司
副委員長	吉田昌夫
委 員	加藤卓也
	眞田浩一
	森 孝
	岡宗尚代
	瀬川 純
	橋本 敏
	芝田憲治

▲企画調査  
委員会特別  
レポート

*Information Processing Section*

# 三重県歯科医師会にとって 公益法人制度改革とは何か

情報処理部門担当常務理事

太田賢志

平成22年3月21日(日)に開催された三重県歯科医師会第205回定時議員会において、議案「公益法人制度改革に対する本会の方向性に関する件」が賛成多数で可決されました。これは三重県歯科医師会が、機構改革臨時委員会（委員長＝水谷忠司／平成21年に会長の諮問機関として設置）によって1月28日に示された「三重県歯科医師会は、公益社団法人の認定を念頭において移行準備を進めるべきである」との答申に基づき、公益法人制度改革に対応する準備を進めていくことを確認したものです。長く議論されてきた公益法人制度改革への対応、即ち公益社団法人を目指すか否かの意思決定へ向けて、最終コーナーを回ったと言つていいでしょう。

今回の公益法人制度改革が議論の俎上に載ってから10年が経過しようとしています。歴代の役員、代議員、支部長らはその時々の情勢判断をしながら、三重県歯科医師会が向かうべき方向を見定めるべく努めてきました。一方で、一般会員にとっては公益法人制度改革への対応がいかなる意味を持つのかなかなか理解しにくかったのではないかと考えます。上記議案可決を機に、改めて公益社団法人として活動してきた私たち自身の歴史を見つめ直し、新制度が生まれた経緯を確認した上で、本会のあるべき姿を見出す手掛かりにして戴ければと思います。

## ■これまでの「公益社団法人」三重県歯科医師会

三重県歯科医師会の歴史は、創成期を含めれば明治時代にまで遡ることになるが、現在の「社団法人三重県歯科医師会」が設立されたのは昭和22年である。この年、まず日本歯科医師会が民法第34条による厚生大臣の認可に基づいた公益社団法人として改組、設立された。その新生・日歯の改組委員会により示された「歯科医師会改組要綱案」に従い、当時の府県歯科医師会も新会設立へ動き出した。三重県では同年11月14日に三重県知事の認可を受けて、公益社団法人としての三重県歯科医師会が誕生している。

平成20年11月に公益法人制度改革3法が施行されるまでは、明治29年に制定された民法第34条の

規定により設立された社団法人または財団法人が公益法人と呼ばれてきた。公益法人を設立するためには、条文（表1参照）に示された要件を満たした上で主務官庁の許可を得る必要があった。

表1 民法第34条（公益法人設立）

学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であって、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができます。

歯科医師会は学術専門団体として、かつ収益を会員等の関係者に分配しない（給与支払い等は可

能) 非営利団体として、この条文に相当すると判断されてきたと考えられる。

「公益」については、平成8年に制定された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」等で「積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするもの」とされ、公益法人とはそれを主目的とするものとされている。

「指導監督基準」では、公益法人として適当でないものとして以下のようない例を示している。

1. 同窓会、同好会など構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
2. 特定団体・職域の者のみの福利厚生等を主

たる目的とするもの

### 3. 後援会など特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

また「運用指針」では「公益性の一応の定義として『不特定多数の者の利益』としているが、これは厳密に不特定かつ多数の者の利益でなくてはならないとの意味ではなく、受益対象者が当該公益法人の構成員等特定の者に限定されている事業を主目的とするものは、公益法人としては不適当という意味である」としている。

三重県歯科医師会を含めた歯科医師会の活動は、こうした基準、指針に照らしてなお公益法人として認められてきたということを確認しておきたい。

## ■公益法人制度改革の経緯（1）

平成12年12月「行政改革大綱」が閣議決定された。その第一に掲げられた「行政の組織・制度の抜本改革」の5つ目の項目として「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革」が挙げられている。これがいわゆる「公益法人制度改革」の発端と位置付けられる。ただし、ここでの主眼は「財政負担の縮減・合理化」であり、基本的考え方は「国からの公益法人への補助金・委託費等については、(略)、その縮減・合理化を進めることとする」とされて、具体的には「公益法人に対する補助金等の支出の適正化」等が挙げられていた。

大綱に従い、翌13年1月には各省庁に国が所管する公益法人の総点検が指示された。この際の厚生労働省の報告では、日本歯科医師会はいずれの項目においても「問題が認められない」とされている。

同年4月、内閣官房行政改革推進事務局（以下事務局）より「行政委託型公益法人等の改革の視点と課題」が公表される。その「I 公益法人に対する行政の関与に係る現状と問題点」の中で「行政代行的事務・事業を担っていることを理由に公益法人が公務員の再就職先として必要以上に利用されている場合があるのではないか」と明記

されている。ここまででの“公益法人の見直し”が、「行政代行的事務・事業を行っているもの」を主たるターゲットにした、いわゆる天下り批判（現在もなお続いているが）に対応したものであったことが見て取れる。だが同時に、「IV 公益法人制度の抜本的改革の必要性」において、「公益法人制度の基になる民法の規定が必ずしも十分体系的に整備されていないと考えられること、いわゆるNPOや中間法人が制度化され又はされつつあること等をも考慮する必要がある」と指摘し、「立法化を含めたより抜本的な公益法人制度改革に向けた基本的方向を示すべく検討を進めることしたい」と結ばれている。

この言及を踏まえて事務局は同年7月に「公益法人制度についての問題意識～抜本的改革に向けて～」を取りまとめる。ここでは改革の必要性について「公益法人制度は、民法制定以来、100年以上にわたって基本的には変更されておらず、公益法人の在り方に対する批判や問題点の指摘が存在するのもまた事実である」「いわゆるNPOや中間法人などの非営利法人制度が最近制度化される中にあって、様々な観点から指摘されている問題への対応を含め、今後の公益法人の果たすべき役

割や在るべき姿を見据え、現在の制度の抜本的な改革に向け、真剣な検討が求められている」と述べられ、具体的な問題点として公益法人の設立許可や主務官庁による指導監督、ガバナンスやディスクロージャー（情報開示）のあり方、税制等が示された。

同年12月には、与党3党において「公益法人改革基本プログラム合意」がなされ、これまで不正

防止の側面から行政委託型の公益法人を対象としていた議論が、公益法人制度そのものの改革へと大きく拡大していくことになる（天下り先としての公益法人については、政権交代により誕生した鳩山内閣の21年12月閣議決定「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」に従い、行政刷新会議「事業仕分け第2弾」により、新たなメスが入れられることとなった）。

## ■公益法人制度改革の経緯（2）

平成14年3月、「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」が閣議決定される。ここで「公益法人制度について、関連制度を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う」ことが明言されるとともに、「平成17年度末までを目途に、（略）必要な措置を講じる」との期限も明示された。

4月には事務局がこの時点での問題意識を整理した「公益法人制度の抜本的改革の視点と課題について」を公表。4月から6月にかけて有識者ヒアリング（4回）を行い、改革の論点を整理（「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」）した上でパブリックコメントを募集、10月に意見の概要を公表した。さらに11月から翌15年1月にかけて「公益法人制度等改革大綱（仮称）」の策定に向けた具体的検討の参考とするための「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」を7回開催。並行して政府税制調査会非営利法人課税ワーキンググループによる検討も始められた。

15年6月、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針について」を閣議決定。旧来の公益法人について「公益性の判断基準が不明確であり、（略）、税制上の優遇措置や行政の委託、補助金、天下りの受け皿等について様々な批判、指摘を受けるに至っている」とし、「民間非営利活動を我が国の社会経済システムの中に積極的に位置付け、その活動を促進するため」新たな非営利法人制度を創設するとともに税制上の取扱い、移行措置も含めて検討することとした。

11月には「公益法人制度改革に関する有識者会議」が発足。翌16年3月の「議論の中間整理」を経て、1年間26回にわたる会議の結果、同年11月に「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」が取りまとめられ、12月の「今後の行政改革の方針」の中で「公益法人制度改革の基本的枠組み」が閣議決定されるに至った。

翌17年から立法作業に着手し、平成18年3月に、いわゆる公益法人制度改革関連3法案（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」）が第164回通常国会に提出された。

思い起こせば当時の歯科界は、日本歯科医師会が中医協から排除された状況下で行われた平成18年度診療報酬改定に直面していた時期である。多くの歯科医師がこうした行政サイドの動きを注視する余裕がなかったことも致し方ないだろう。ちなみにレセプトオンライン請求義務化省令もこの4月に発せられている（21年11月改正）。

公益3法案は自民党が多数を占めていた衆参国会で相次いで可決され、6月に公布された。翌19年には公益認定委員会が設立され、政省令の制定、公益法人税制の確定と進み、20年11月に施行されるまでに至っている。

## ■公益法人制度改革関連3法の概要

新しい公益法人制度については、『三歯会報』9・10月号「公益法人制度改革に関する三師会役員向け講習会」報告に詳しいので、ここでは、公益法人制度改革関連3法の概要についてのみ示す(図1も参照)。これら3法が施行された20年12月1日以降、歯科医師会等の民法34条による公益法人は暫定的な「特例民法法人」となり、移行期間である25年11月30日までに、一般法人移行の認可か公益法人認定を受けることになる。

### ● 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

民法に定める公益法人に関する制度を改め、剩余金の分配を目的としない社団または財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義により法人格を取得することができる制度を創設し、その設立、機関等につい

て定める。

### ● 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

公益法人の設立の許可及びこれに対する監督を主務官庁が行う民法に定める制度を改め、内閣総理大臣または都道府県知事が、民間有識者による委員会の意見に基づき、一般社団法人または一般財団法人の公益性を認定するとともに、認定を受けた法人の監督を行う制度を創設する。

### ● 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

1及び2の施行に伴い、中間法人法を廃止する他、民法その他の関連する諸法律の規定を整備する。

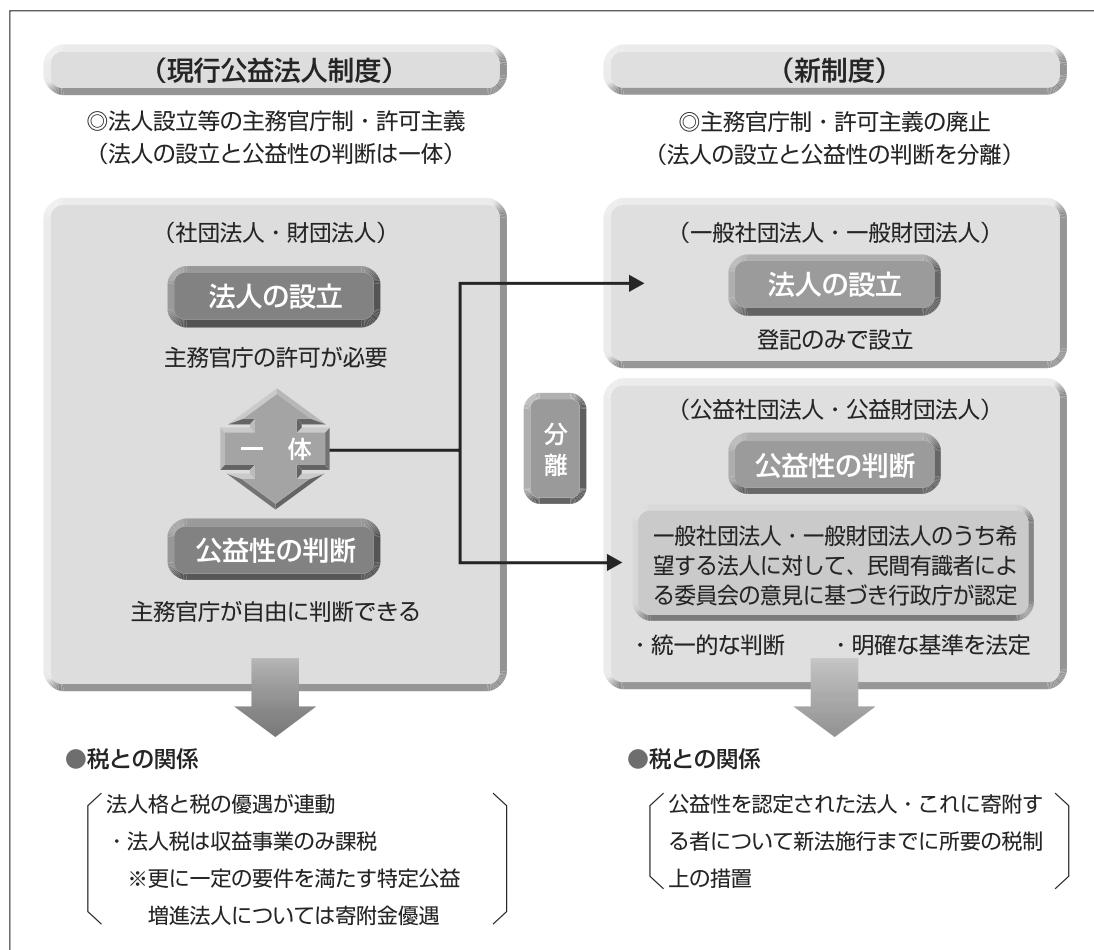


図1 公益法人制度改革の概要（行政改革推進本部事務局）

## ■ 「公益か、一般か」という問い合わせの立て方の是非

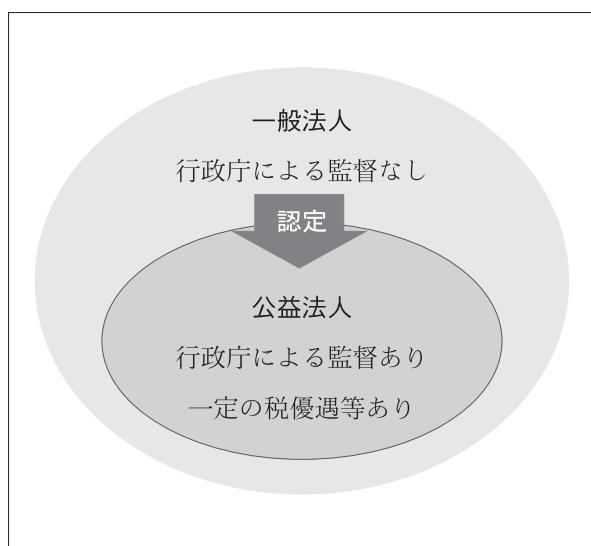


図2 新制度における一般法人と公益法人の関係

新制度下での一般法人と公益法人の関係は図2のように表され、20年以降の特例民法法人（旧・公益法人）は5年間の移行期間内に、一般法人への認可申請か、公益法人の認定申請をすることになる（一般認可・公益認定のいずれも申請しなければ解散となる）。公益法人として認定されるか否かは公益認定委員会の判断によるが、公益認定申請を行うかどうかは法人の判断に委ねられている。

期限付きで「公益か、一般か」という選択を迫られた格好の旧・公益法人では、両者を比較した検討が盛んに行われることとなった。曰く「公益法人の方が社会的な信用性が高い」「一般の方が

事業の自由度が大きい」「公益は事務作業が煩雑になる」「税制上の優位性はどうか」等々、日歯をはじめとした各歯科医師会でも喧々諤々の様相を呈した。しかし、こうしたメリット・デメリットを天秤にかけるような議論が先行したことが適切であったかどうかは甚だ疑問である。冒頭で触れたような歯科医師会の公益法人としての長い歴史と、平成12年の行政改革大綱以来の公益法人制度改革の議論を振り返れば、歯科医師会が今回の改革でふるいにかけられて、公益性を否定されるような組織ではないことは明らかだからだ。

日本歯科医師会の大久保満男会長は20年4月15日『日歯広報』掲載「会意／改めて公益の意味を問う—公益法人制度改革に向けて—」の中で、「歯科医師会は歯科医療という公的な業務に就いている歯科医師の組織である以上、公益社団法人への移行に何の問題もない」と述べている。三重県歯科医師会の機構改革臨時委員会の答申もまた、「三重県歯科医師会は、公益法人としての誇りを持って活動し、公益活動をする団体として県民や行政から信用を得てきた歴史があり、今後も三重県内で歯科医師を代表する公益法人の専門団体として三重県歯科医師会を未来に継承することは至極当然のことである」と述べ、前述したような損得勘定から脱却した見解を示した。いずれも自らの活動に対する確固たる誇りに立脚した言葉である。

## ■ もう一つの問題 — 保険業法の改正

では、なぜ日本歯科医師会や大規模県の歯科医師会が公益認定を受けたというニュースが聞こえてこないのだろうか。これには公益法人制度改革以外のもう一つの法改正が関わっている。平成17年第162回通常国会で成立し、18年4月に施行された「保険業法等の一部を改正する法律」である。従来、特定の者を対象とする「共済」については

法規制がなかったが、こうした無認可共済にも契約者保護ルールを導入すべきとして保険業法の適用範囲が見直され、日歯や都道府県歯科医師会の共済制度もその対象になった。「当分の間」共済事業を行うことができるという経過措置が設けられたものの、その後の公益法人制度改革3法施行により、公益法人が行っている共済事業について

は主務官庁による監督がなくなることから、公益性の認定の有無に関わりなく移行登記完了と同時に保険業法の規制対象となることが決まり、新法人移行後は現行のままの共済事業を継続することは困難となった。金融庁が20年12月に示した「公益法人が行う保険（共済）事業と保険業法の関係について」には、保障内容を継続するための対応として5つの選択肢が示されている（表2）。

20年7月に日歯厚生委員会は、諮問事項「改正保険業法・公益法人制度改革に伴う日歯福祉共済制度の今後の方向性について」に対する中間答申を行っている。その要旨は以下のようなものである。△現時点での選択肢として、協同組合への移行と他の保険会社への委託の二つの方向について検討し、どちらに優位性があるかの結論は出なかつた△今後あらゆる方向から詳細に比較検討して制度移行先を決定していく△本共済制度の保険業法適用除外への道筋については、極めて厳しいが、日歯と日歯連盟との連携は勿論のこと、医業関連団体とも連絡を密にして、強く関係方面と交渉していく△今後の展開によって、新たな選択肢が考えられる場合は柔軟に対応していく。

これを受け右田信行常務理事（当時）は日歯メールマガジン20年8月25日号で「以上の答申を得て、執行部として早急かつ慎重な対応をしていくことになるが（略）、日歯同様に独自の年金制度を有する日医、日薬とも連携をとりながら共済制度と同様の対応をしていかなくてはならない」と述べている。金融庁が示した選択肢に適当なものは見当たらず、同様の困難に直面している他団体と連携を取りながら「保険業法の適用除外」を勝ち取る道筋を探りたいという思惑が見て取れる。

21年1月には、日歯年金制度と日歯福祉共済制度の存続に向けての「改正保険業法の適用除外」を求める要望書を決定。日歯連盟との連名で、職域代表の石井みどり参議院議員をはじめ、各都道府県選出国会議員等に働きかけるとした。同様の日歯福祉共済制度および日歯年金制度の存続に関する要望書は22年1月にも出されており、日歯連盟ホームページで公開されている（表3）。

表2 公益法人が行う保険（共済）事業と保険業法の関係について（金融庁）

- ① 新法人（一般社団法人など）を少額短期保険業者に登録し、共済事業契約を継続する。
- ② 既存の保険会社や、新しく設立する保険会社に対して、共済事業を譲渡して継続する。
- ③ 既存の制度共済（生協・事業協同組合など）や、新しく設立する制度共済に対して、共済事業を譲渡して継続する。
- ④ 給付金額を、慶弔見舞金として社会通念上妥当な金額の範囲内に変更して継続する。
- ⑤ 保険会社との間で、当該共済事業に類似した内容の団体保険を締結して、実質的に継続する。

表3 日歯福祉共済制度および日歯年金制度の存続に関する要望書（平成22年1月）

1. 日歯福祉共済制度および日歯年金制度が保険業法の規制適用除外を受けられるよう要望する。類似した内容の団体保険を締結して、実質的に継続する。
2. 日歯福祉共済制度および日歯年金制度について、公益性を認定、もしくは公益目的事業比率の算定対象から除外されるよう要望する。
3. 日歯福祉共済制度および日歯年金制度の基金から発生した運用収益は、制度運営および給付のための重要な財源であることから、運用収益の2分の1を公益目的事業財産に充当しないよう要望する。
4. 日歯福祉共済制度および日歯年金制度の貸借対照表上の正味財産（資産－負債）を遊休財産としてみなさないよう要望する。

ここで注目すべきは「2. 日歯福祉共済制度および日歯年金制度について、公益性を認定、もしも公認目的事業比率の算定対象から除外されるよう要望する」である。これは仮に適用除外が得られたとしても、日歯福祉共済・日歯年金を共益事業として日歯内部に抱えた場合、公認目的事業比率を圧迫する懸念があるからである。

21年12月、内閣府の田村謙治大臣政務官は記者会見で、保険業法改正法の附則にある施行後5年以内（平成23年3月まで）に保険業に係る制度について検討を加える旨の規定に従い、今後半年を目途に実態調査、ヒアリング、論点整理を経て具体的な対応策を取りまとめるとした。質疑の中で、歯科医師会を含む無認可共済の問題が意識されていることも認めている。

日歯等は現在こうした動向を注視しつつ、今後の対応を検討している（3月11日の日歯・第165回代議員会での大久保会長挨拶等参照）。日歯福祉共済や日歯年金の重要性を鑑みれば、その行く

末が明らかにならなければ公益法人申請も困難だからである。

こうした保険業法の改正の影響を受けるのは日歯に限らず、都道府県歯科医師会の共済事業も同様である。三重県歯科医師会では互助会事業がこれにあたる。しかし、改正保険業法では17年5月の公布時点から9つの適用除外が設定されていた。そのうちの一つに「政令で定める人数以下の者を相手方とするもの」があり、さらに18年3月の保険業法施行令で「1,000人以下」とその数が明示されている。三重県歯科医師会の会員数は22年3月現在で853名であり、当面1,000人を超える可能性は低く、この適用除外に該当するのである。また互助会規模もさほど大きなものでないため、公認目的事業比率を圧迫しないことも公認法人制度改革検討プロジェクトチームの試算で明らかにされている。中規模県故の身軽さが三重県歯科医師会にとっての公認認定のハードルを下げているのである。

## ■三重県歯科医師会・「支部」なるものの行方

三重県歯科医師会でのこれまでの議論の中で、しばしば話題になったのが支部制の行方であるが、これについてはそもそも認識に曖昧な部分（あるいは誤認）が存在するようである。ここで若干の整理を試みたい。

本会における支部制の歴史は昭和17年末に遡れる。当時の国民医療法、医師会・歯科医師会令による改組に伴い、県下8支部から支部長、支部議員等が選出されているとの記録がある。

一方、いわゆる歯科医師会の3層構造は昭和22年の「歯科医師会改組要綱案」（前出）に明示されている。ここでは会の種類として「1. 郡市区歯科医師会、2. 都道府県歯科医師会、3. 日本歯科医師会」が示され、1と2は3の構成分子として位置付けられている。「郡市区歯科医師会」という呼称は三重県歯会員にこそなじみが薄いが、日歯及び他都道府県歯では市や町等の地方自治体

をベースにした歯科医師会を「郡市区」と通称しており、三重県歯での習慣で「支部では……」等と発言すると怪訝な顔をされる。では、「郡市区歯科医師会」と「支部」では違いがあるのだろうか。

自民党行政改革推進本部が平成20年に示した「チェックリスト」に以下のようない記述がある。「実際には支部が独立の任意団体であって、その収支が本部の経理に反映されていない場合には、あらためて本部と一体として経理し直すか、あるいは、別個の団体とするといった対応を図る必要があります（現在の支部を別個の団体とする場合でも、定款の定め等により一定の連携関係を維持するといった方策も考えられます）」。

三重県歯科医師会における「支部」は「実際には支部が独立の任意団体であって…」にあたる。三重県歯科医師会○○支部という名称を使用してきただけで、他県で言う郡市区歯科医師会と本質

的な差はないと捉えるべきだろう。公益法人制度改革によって支部制が廃止されるのではなく、改めて別個の団体として再認識することが求められているにすぎない。そのような認識に立った上でこれから支部＝三重県内の郡市区歯科医師会の組織のあり方を検討すべきである。

現在、三重県下11支部のうち社団格を有しているのは四日市・鈴鹿・津・松阪・伊勢地区（伊勢会支部）の5歯科医師会である。これらは、三重県歯科医師会同様、公益認定か一般認可のいずれかを受けることになる（一般社団法人となっても公益目的支出計画を作成しなければならないことは留意する必要がある）。

他の6支部は、これまで「公益法人としての三重県歯科医師会の支部である」との「通念上の認識」の下で活動してきたが、公益法人制度改革は、これらが元々、法的な概念の下では別個の団

体であるという現実を突きつけています。現在、社団格を有しない6支部は、任意団体（＝人格なき団体、権利能力なき団体）と位置付けられた存在であるという自己認識に立つ必要がある。

三重県歯科医師会が新しい社団法人に移行するに当たって、現在の支部は別個の団体（＝郡市区歯科医師会）として「定款の定め等により一定の連携関係を維持する」ことになるだろう。その団体は公益法人でも一般法人でも任意団体でも構わない。だが、今回の改革が新しい公益法人のあり方を詳細に規定した一方で、一般法人については主務官庁の許可を必要とせず登記によって設立可能としたことに留意しなければならない。公益3法に定められた移行期間が終了する25年11月30日以降、容易に設立可能な一般社団法人があまたある中で、任意団体に与えられる社会的信用がどれほどわざかなものになるかは想像に難くない。

## ■三重県歯科医師会はどこへ向かうべきか

三重県歯科医師会の代議員会は「公益社団法人の認定を念頭において移行準備を進める」という議案を可決した。もちろん、これは公益社団法人の認定申請をするという決定ではない。そのような決断に至るまでには、新しい定款も含め、まだ検討しなければならないこと、情勢を見定めねばならないことが山積している。

繰り返すが、私たちは三重県歯科医師会がこれまで高い公益性を持った団体として様々な事業を行ってきたという自負と、これからもそのような団体として活動していくという搖るがない意志を持っている。しかし、公益法人制度改革に関わる様々なルールは複雑だ。多様な団体の存在を意識するあまり、不適切な内容が含まれているかもしれない。私たちは今一度、目を凝らしてその詳細を精査する必要がある。そして万が一、新たな公益法人制度の諸規定が私たちの組織の健全な運営を損ねるものであったとしたら、自分たちの意思で公益法人以外の選択をする場合もありうる。仮

にそうなったとしても、それは公益を捨てることではない。たとえ「公益法人」と呼ばれなかったとしても、私たちの理念と行動は変わらない。同時に三重県歯科医師会は会費収入で成り立っている会である。これまでと同じような、あるいは今まで以上に充実した共益事業を行っていくことも当然である。会員は皆、「歯科医療という公的な業務に就いている歯科医師」だ。公益目的事業と同様に、胸を張って共益事業を展開して行けばいい。

この10年、歯科医師会は降ってわいた公益法人制度改革に巻き込まれ困惑した。しかしこれを一つの契機とすることができますが、現在の会員のほとんどは、すでにあった「公益社団法人」三重県歯科医師会に入会した世代である。この1年、今この会を担っている自分たち自身で、三重県歯科医師会がどんな会で、これからどこへ向かうべきなのか、そして次の世代にどのように手渡すべきなのかを、皆で共に考え、選択して行こう。拙稿がその一助になれば幸いである。（了）

## 新入会員 講習会

平成21年度新入会員講習会

平成22年2月21日（日）

三重県歯科医師会館

## 明日を担う若き13名に 四役らが会事業への積極参加を要請

平成21年度新入会員講習会には、前年度欠席者を含め6支部から13名の新入会員が参加した。芝田専務理事の司会進行の下、峰会長の挨拶に続いて、芝田専務理事及び4名の常務理事が県歯の概要や機構、各担当部門の事業内容について解説。明日の歯科医師会を担う13名に会務への理解と協力、積極的な事業参加を求めた。また今年度は三重県歯科医師連盟から陣田副会長が出席し、歯科医師連盟の役割についても説明した。



## 機構改革 臨時委員会

第6回機構改革臨時委員会

平成22年3月18日（木）

三重県歯科医師会館

## 障害者歯科センターの 今後のあり方について活発な協議

前回1月の第5回会合で、公益法人制度改革への対応についての答申を終えた機構改革臨時委員会。第6回目となる今回は、会合に先立ち峰会長が会場を訪れ、答申への感謝の意を表した。

橋本副会長からも、公益法人制度改革検討プロジェクトチームについての報告があり、サカエ税理士法人による予備調査報告について説明された。答申を終えたとは言え、各委員とも今後の動向について気になる様子で、様々な質問が出された。

後半はもう一つの重要な諮問事項である障害者歯科センターについての協議に移り、診療日数、診療体制、常勤医の資格及び資質等、具体的な項

目を挙げながら、今後のセンターのあり方について議論が交わされた。



**◆支部医療  
管理担当者  
連絡協議会**

**Member Business Section**

第1回支部医療管理担当者連絡協議会

平成22年3月18日（木）

三重県歯科医師会館

**歯科衛生士の業務範囲について  
特別報告**



昨年4月から今年3月までの医療管理関連情報の報告、県歯に寄せられた歯科相談の概要説明、各支部の医療管理委員会が行った事業の報告、次年度に向けた県歯医療管理事業への要望等について協議された。その後、斎藤常務理事より「歯科衛生士の業務範囲について」と題した特別報告が行われた。

**◆支部学術  
担当者連絡  
協議会**

**Member Business Section**

第1回支部学術担当者連絡協議会

平成22年3月18日（木）

三重県歯科医師会館

**日歯生涯研修事業の改正点説明  
22年度は三重県でセミナー開催**



平成21年度県歯学術事業、平成20・21年度日歯生涯研修事業第3期までの集計結果を報告、事前に回答してもらった各支部主催の学術講演会の報告を行った。協議では平成22・23年度日歯生涯研修事業の改正点について、資料を基に各担当者に説明を行い、全国一高い参加率を保っている三重県の生涯研修事業へのさらなる理解と協力を求めた。なお、平成22年度の日歯生涯研修セミナーは三重県での地区開催が6月27日に予定されている。

第127回  
通常組合会  
報告

三重県歯科医師国保組合

平成22年2月28日（日）

三重県歯科医師会館

平成22年度歳入歳出予算案を可決



2月28日（日）、三重県歯科医師国保組合第127回組合会が開催された。平成21年度中間事業報告及び事務監査結果等の報告の後、出産一時金の支給方法変更に伴う平成21年度歳入歳出補正予算に関する件及び平成22年度歳入歳出予算に関する件の二つの議案について審議され、いずれも原案通り可決された。

第77回  
臨時総代会  
報告

三重県歯科医師協同組合

平成22年3月21日（日）

三重県歯科医師会館

平成22年度事業計画及び収支予算、可決



3月21日（日）、三重県歯科医師協同組合第77回臨時総代会が開催された。平成21年度中間事業報告の後、平成22年度事業計画に関する件及び平成22年度収支決算に関する件が審議され、いずれも原案通り可決された。

## ▲三重県歯科医師会会員の皆様へ広報編集委員会からのお知らせ

**えっ、  
まだ登録  
してないの？**

三重県歯科医師会では、すでに約50%の会員が会員宛配布物E-MAIL & メールマガジン配信の登録をしています。



### 会員宛配布物E-MAIL配信登録

登録者に専用メールアドレスを割り当て！ 冊子・ポスター等を除くほとんどの文書をデータ配信！ 県内どこでも同時に届く！ 紙ごみ減量、ちょっとエコ♪

### 三重県歯科医師会メールマガジン

E-MAIL配信登録者に毎週メールマガジンも配信！ 三重県歯科医師会の最新情報がいち早くお手元に！ ホームページ更新情報掲載、新着情報を見逃さない！ 毎月歯科関連ニュースクリップをお届け、ネットサーフィンをする暇のない忙しいあなたに最適！

さあ、三重県歯科医師会ホームページ・会員Onlyトップページから  
「E-MAIL配信申込みはこちら」

<http://www.dental-mie.or.jp/only/mail/mousikomi.html>

に、今すぐアクセス！

## 災害伝言 ダイヤル

1 7 1

### 会員の皆様へのお願い

大規模災害発生時には、通常の電話やファックス等の通信手段が使用不能となる可能性があります。

会員各自が、右に示すような災害時の連絡手段を講じて、自身の安否や診療継続の可否について、自発的に連絡して戴くようお願いします。

✓ 災害時の連絡手段

● 支部の連絡網

● i モード災害用伝言版サービス

● NTT災害伝言ダイヤル（171）

詳しくは、**大規模災害時歯科活動マニュアル**  
(三重県歯科医師会作成／オレンジ色のファイル)  
を、ご参照下さい。

## 医 療 管 理

# 平成22年度所得稅法の改正の概要

顧問税理士 植村公順

通常国会において可決成立した所得稅法の改正の概要は次のとおりです。

### 1 扶養控除及び配偶者控除

改正後の扶養控除額及び配偶者控除額は、所得稅は平成23年分から、住民稅は平成24年度から適用されます。

所得稅の扶養控除額及び配偶者控除額

区 分		平成22年分まで	平成23年分から
扶 養	年齢16歳未満	38万円	廃止
	年齢16歳以上19歳未満	63万円	38万円
	年齢19歳以上23歳未満	63万円	63万円
	年齢23歳以上70歳未満	38万円	38万円
	年齢70歳以上	48万円	48万円
	同居老人扶養親族の場合の加算額	10万円加算	10万円加算
	同居特別障害者の場合の加算額	35万円加算	廃止
配 偶 者	年齢70歳未満	38万円	38万円
	年齢70歳以上	48万円	48万円
	同居特別障害者の場合の加算額	35万円加算	廃止

### 2 障害者控除

扶養控除及び配偶者控除の改正で同居特別障害者の場合の加算額が廃止されたため、特別障害者の場合の障害者控除額に35万円の加算が措置されました。改正後の障害者控除額は、所得稅は平成23年分から、住民稅は平成24年度から適用されます。

区 分		平成22年分まで	平成23年分から
本人が障害者の場合	特別障害者以外の場合	27万円	27万円
	特別障害者の場合	40万円	40万円
障害者である扶養親族 または控除対象配偶者 を有する場合	特別障害者以外の場合	27万円	27万円
	特別障害者 の場合	下記以外 同居の場合	40万円 75万円

### 3 生命保険料控除

#### (1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除

新たに介護医療保険料控除が設けられ、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額が4万円（合計適用限度額が12万円）となります。

#### (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除

従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額5万円、合計適用限度額が10万円）が適用されます。

## 医 療 管 理

### 4 寄附金控除

寄附金控除の適用下限額が平成22年分以後 2千円（現行 5千円）に引き下げられます。

### 5 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済制度が改正され、加入対象者が個人事業主の配偶者や後継者をはじめとする共同経営者まで拡大されます。

また、企業型確定拠出年金の個人拠出に係る掛金の全額が、小規模企業共済等掛金控除の対象とされます。

### 6 非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

平成24年分から実施される上場株式等に係る税率20%（所得税15%・個人住民税5%）の本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が導入されます。

非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
非課税投資総額	最大300万円（100万円×3年間〔平成24年～26年〕）
保有期間	最長10年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
口座開設数	年間1人1口座（毎年異なる金融機関に口座開設可）
開設者	居住者等（その年1月1日において満20歳以上である時）

(注) 非課税口座とは、非課税の適用を受けるため一定の手続きにより金融商品取引業者等の営業所に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座をいいます。

### “歯科経理帳” 等斡旋販売について

ご希望の先生は当組合宛お申し込みください。

三重県歯科医師協同組合

歯科経理帳（12か月分） 900円

収支日計表（100枚綴） 600円

患者日計表（100枚綴） 600円

領 収 書（100枚綴） 450円

## 会員事業部門生涯研修コーナー

### ●今月の生涯研修該当論文

**日本歯科医師会雑誌**

<VOL. 62 No.12 3月号>

**研修コード 0499**

クリニカル「Tooth Wearの診断と治療」

小林賢一（東京医科歯科大学歯学部附属病院総合診療科高齢者歯科学分野講師）

**研修コード 1099**

サイエンス「抜去歯由来の幹細胞にみる再生医療の未来」中原 貴 他3名

**研修コード 0602**

クリニカル「無歯顎補綴のための咬合異常や顎機能障害の診査 〈その1〉」

櫻井 薫（東京歯科大学有床義歯補綴学講座主任教授）

**研修コード 0199**

FORUM「女性の力をインプラントの未来へ」

木村洋子（きむら歯科円山インプラントオフィス院長）

**研修コード 0306**

クリニカル「電解酸性水、電解アルカリ水とその混合液を臨床応用する効果」

青木春美（日本歯科大学生命歯学部歯科理工学講座准教授）

<VOL. 63 No.1 4月号>

**研修コード 2905**

クリニカル「クリア・プラスチック・アプライアンス システムによる新しい矯正治療」

渡辺和也（東京都武蔵野市開業）

**研修コード 2402**

サイエンス「骨粗鬆症と歯科治療—ビスフォスフォネート製剤服用患者における顎骨壊死について—」

浦出雅裕（兵庫医科大学歯科口腔外科学講座 主任教授、診療部長）

**研修コード 2107**

FORUM「要介護高齢者と地域での関わり」菊地秀子（東京都大田区開業）

**研修コード 2606**

クリニカル「無歯顎補綴のための咬合異常や顎機能障害の診査 〈その2〉」

櫻井 薫（東京歯科大学有床義歯補綴学講座主任教授）

平成21年10月診療分歯科診療報酬状況（三重県）						
		社会保険			国民保険	
		1件当 日数	1日当 点数	1件当 点数	1件当 日数	1日当 点数
一般	本人	2.0	608.1	1,225.5	2.1	612.1
	家族	1.8	546.9	968.1		
後期高齢者医療	—	—	—	—	2.2	672.9
						1,488.5

平成21年11月診療分歯科診療報酬状況（三重県）						
		社会保険			国民保険	
		1件当 日数	1日当 点数	1件当 点数	1件当 日数	1日当 点数
一般	本人	1.9	604.2	1,161.8	2.0	608.3
	家族	1.7	546.5	942.5		
後期高齢者医療	—	—	—	—	2.2	663.2
						1,431.1

## 無料職業紹介所の利用について

三重県歯科医師会では、歯科医療技術者（歯科医師・歯科技工士・歯科衛生士・歯科助手）を対象とした、無料職業紹介事業を行っております。（歯科助手については、日本歯科医師会認定書取得者及び取得予定者とします）

この事業では、職業紹介を希望される場合、求職は働く意欲がある方なら常勤、パートを問いません。申し込みにより希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話をいたします。

### 無料職業紹介所の利用法について

#### 《求人者の場合》

○所定の求人申込書に必要事項を記入し提出してください。

尚、求人票の有効期限は3か月です。

#### 《求職者の場合》

○所定の求職票に必要事項を記入し提出してください。

#### 《求人・求職の申請と紹介方法》

下記へ連絡を戴ければ、関係書類をご送付申し上げます。

(註) この事業に関する事項は、職業安定法関係法令及び通達に準じて運営されることとなっておりますのでご了承ください。

三重県歯科医師会内

社団法人 三重県歯科医師会

歯科医療技術者等無料職業紹介所

〒514-0003

津市桜橋 2丁目120-2

T E L 059-227-6480

# 香員会便り

## 広報編集

日 時：平成22年2月18日(木)  
午後1時～2時50分  
場 所：三重県歯科医師会館3F研修室  
協議事項：①平成22年度広報編集委員会事業計画について  
②平成22年度『三歯会報』発行予定について  
③平成22年度会議取材について  
④三重県市町村職員共済組合広報誌からの原稿依頼について  
⑤三重テレビからの平成22年度歯科啓発番組制作の打診について

## 障害者

日 時：平成22年3月7日(日)  
午後4時～5時30分  
場 所：三重県歯科医師会館  
2F公衆衛生指導センター  
協議事項：①みえ歯ートネットについて  
②今後のセンター診療について

## 企画調査

日 時：平成22年3月18日(木)午後3時～5時  
場 所：三重県歯科医師会館3F研修室  
協議事項：平成22年度事業計画（情報処理部門・企画調査委員会）について

## 医療管理

日 時：平成22年3月18日(木)午後3時～5時  
場 所：三重県歯科医師会館  
2F公衆衛生指導センター  
協議事項：①平成22年度歯科助手講習会について  
②平成22年度歯科衛生士復職支援事業について

## 障害者歯科センター

2月障害者歯科センター診療状況  
診療日：7日  
診療担当者：常勤1名、非常勤6名（内訳・会員4名、大学2名）  
延患者数：143名  
3月障害者歯科センター診療状況  
診療日：8日  
診療担当者：常勤1名、非常勤6名（内訳・会員5名、大学1名）  
延患者数：149名



- 2. 3 日本学校歯科医会加盟団体長会議に橋本副会長出席
- 4 みえの食フォーラム～平成21年度三重県栄養改善大会～、かむかむクッキングコンクール表彰式、常務理事会開催  
桑員支部学校歯科医研修会、社保講習会、

- 総会に峰会長、芝田専務理事、羽根常務理事、大杉理事、杉原理事出席
- 5 日本歯科医師会歯科医師青色申告会全国連合会評議員会に齋藤常務理事出席
- 7 理事会開催
- 9 三重県地域・職域連携推進協議会に峰会

- 長出席
- 10 日歯生涯研修ライブラリーオールラッシュ、日本歯科医師会雑誌「人間と科学」欄執筆者打合せ会に峰会長出席
- 11 みえ歯ートネット設立記念講演会、みえ歯ートネット運営協議会開催  
三重県立公衆衛生学院一般入学試験に田所副会長出席  
三重県後発医薬品適正使用に関する講習会に齋藤常務理事出席
- 12 三重県後期高齢者医療広域連合運営協議会に峰会長出席
- 14 三重県歯科医師会学術研修会開催
- 15 三重県介護予防市町支援委員会に田所副会長出席  
三重県医療審議会健やか親子推進部会に中井常務理事出席
- 17 日歯生涯研修ライブラリーオールラッシュに峰会長出席
- 18 広報編集委員会、松阪地区8020運動推進協議会、伊賀地区8020運動推進協議会、病院歯科における口腔ケア実践研修、公益法人制度改革検討プロジェクトチーム会議、災害時の対応・体制に関する委員会開催
- 19 学校歯科保健先進地視察研修開催
- 21 新入会員講習会開催
- 24 日本歯科医師会第4回学術・生涯研修小委員会に峰会長出席
- 25 公衆衛生委員会、支部公衆衛生担当者・公衆衛生委員合同連絡協議会、障害者歯科センター推進連絡協議会開催  
第10回中規模県歯科医師会連合会が東京都にて開催され、峰会長、芝田専務理事出席  
三重県救急医療情報センター第32回評議員会に齋藤常務理事出席  
亀山支部社保講習会に羽根常務理事、小林理事出席
- 26 第109回都道府県会長会議に峰会長、橋本副会長出席
- 28 支部長会開催
3. 2 常務理事会、公益法人制度改革検討プロジェクトチーム会議開催
- 3 三重県准看護師試験に係る第4回試験委員会に橋本副会長出席
- 4 理事会開催
- 5 三重県保険者協議会に峰会長出席
- 7 救急処置講習会、障害者委員会開催  
第4回犯罪被害者総合支援センターチャリティコンサートが四日市市にて開催され熊谷理事出席
- 9 伊勢保健衛生専門学校卒業証書授与式に峰会長出席  
三重県訪問看護ステーション連絡協議会役員会に中井常務理事出席
- 10 日本歯科医師会第15回臨時理事会に峰会長出席  
都道府県歯科医師会社会保険担当理事連絡協議会に峰会長、田所副会長、羽根常務理事、小林理事、辻(孝)理事、大杉理事出席  
東海信越地区歯科医師会社会保険担当理事連絡協議会に田所副会長、羽根常務理事、小林理事、辻(孝)理事、大杉理事出席
- 11 三重県立公衆衛生学院卒業証書授与式に田所副会長出席
- 11・12 日本歯科医師会第165回代議員会に峰会長、芝田専務理事、齋藤常務理事出席
- 12 日本歯科医師会第120回通常総会に峰会長、芝田専務理事、齋藤常務理事出席  
三重県公衆衛生審議会に中井常務理事出席
- 14 ユマニテク医療専門学校卒業証書授与式に峰会長出席  
三重県小児保健学会理事会に中井常務理事出席
- 15 みえメディカルバレー推進代表者会議に峰会長出席
- 16 三重県健康管理事業センター評議員会に峰会長出席
- 17 日本歯科医師会第5回会誌編集委員会に峰会長出席

- 日本歯科医師会第2回税務委員会に齋藤常務理事出席
- 18 議事運営特別委員会、機構改革臨時委員会、医療管理委員会、企画調査委員会、支部学術担当者連絡協議会、支部医療管理担当者連絡協議会開催  
三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に田所副会長出席
- 21 第205回定時代議員会開催
- 22 第30回JSDEIセミナー肥満・糖尿病栄養と口腔保健推進セミナーが愛知県にて開催され田所副会長、芝田専務理事出席
- 24 日本学校歯科医会第76回総会に峰会長出席  
日本歯科医師会第5回スポーツ歯科検討
- 25 委員会に峰会長出席
- 日本歯科医師会第16回理事会に峰会長出席  
三重県学校保健会理事会・評議員会に橋本副会長、中井常務理事、杉原理事、中村公衆衛生委員出席  
伊勢地区歯科医師会社団設立30周年祝賀会に橋本副会長出席  
三重県医療安全推進協議会に齋藤常務理事出席
- 松阪支部医療管理講習会に齋藤常務理事出席
- 28 診療報酬改定説明会、支部社会保障担当者連絡協議会開催
- 29 三重県医療審議会に峰会長出席
- 

## 会員消息のページ

### 新入会員紹介



はまぐちふみのり  
**濱口文則先生 (4. 1付)**  
診松阪市高町字座頭堀  
192-10  
たかまち歯科クリニック  
電 話 0598-50-0418  
F A X 0598-50-0408  
(松阪支部)



なかがわたくかはる  
**中川貴晴先生 (4. 1付)**  
診伊賀市上野小玉町3068  
中川歯科医院  
電 話 0595-21-0334  
F A X 0595-23-6887  
(住)名張市希央台 5 番町  
117-205  
(伊賀支部)



おくの たかし  
**奥野高志先生 (4. 1付)**  
診伊勢市黒瀬町133  
おくの歯科クリニック  
電 話 0596-65-7970  
F A X 0596-65-7971  
(伊勢度会支部)



やましたともひこ  
**山下知彦先生 (4. 2付)**  
診四日市市日永西2丁目  
20-12  
山下歯科医院  
電 話 059-346-2810  
F A X 059-346-7480  
(住)四日市市鶴の森1丁目  
12-10-405号  
電 話 059-354-2502  
F A X 同 上  
(四日市支部)

For more information about the study, please contact Dr. John Smith at (555) 123-4567 or via email at [john.smith@researchinstitute.org](mailto:john.smith@researchinstitute.org).



さののりえ  
佐野乃里江先生 (4. 7付)  
四日市市楠町南五味塚  
290-2  
野崎歯科医院  
診電 話 059-397-2146  
FAX 同 上  
住電 話 059-397-5508  
FAX 059-397-2146  
(四日市支部)

#### 自宅住所・電話・FAX番号変更

伊東 學先生（四日市）  
(住) 四日市市城西町11-16  
プリマリアノール1  
(住) 電 話 059-355-5  
(住) F A X 同 上  
中村優也先生（津）  
(住) 津市西丸之内27-17  
(住) 電 話 059-229-8  
(住) F A X 同

### 自宅住所・FAX番号変更

辻 冷子先生（松阪）  
（住）多気郡明和町竹川144-5  
（住）FAX 0596-53-2223

診療所 FAX 番号変更

瀧川 勇先生（津）  
瀧川 尚先生（津）  
(診) FAX 059-262-3026

佐野乃里江先生（4. 7付） 中村伸也先生（津）  
四日市市楠町南五味塚 中村優也先生（津）  
290-2 (診) FAX 059-253-8385

自宅住所変更  
村田幸一郎先生（松阪）  
(住) 松阪市荒木町155-1

謹んでおくやみ申し上げます



中野四郎先生（桑員支部）  
去る2月6日、お亡くな  
りになられました。  
享年84歳



中村宗矩先生（津支部）  
去る3月3日、お亡くな  
りになられました。  
享年73歳

## 新入会員 Profile

はまぐちふみのり  
瀬口文則先生（松阪支部所属）

## 1. 学歴

高校 三重高等学校

大学 朝日大学（平成8年度卒業）

## 2. 卒業後の研修先・勤務先

平成9年4月 早野歯科医院

### 本会会員数（4.1現在）

一般会員 692名 勤務会員 22名  
 終身会員 131名 特別会員 3名  
 法人会員 6名 計 854名  
 日歯会員数 65,154名(2/28現在)

平成10年2月 山木歯科医院

平成12年2月 野田歯科医院

平成14年2月 山田歯科医院

平成18年6月 浜口歯科医院

3 開業年月日 令和22年4月12日

4 家族構成 妻 長女

~~~~~

## 5. 歯科医になった動機

歯科医師である父の影響が一番の理由だと思いますが、自分自身一生続けていける、やりがいのある仕事に思えたからです。

## 6. 大学の同級生（県内） 飯田真巨先生

## 7. 趣味 ゴルフ・スキー・ボード

## 8. 健康法

よく食べて、よく寝て、あとゴルフをすること（笑）。

## 9. 愛読書及び最近読んで興味のあった本

斎藤一人『微差力』

小池龍之介『貧乏入門』

## 新入会員 Profile

おくの たかし  
奥野高志先生（伊勢度会支部所属）

## 1. 学歴

高校 兵庫県立尼崎北高等学校

大学 奥羽大学（平成12年度卒業）

## 2. 卒業後の研修先・勤務先

平成14年3月 奥羽大学臨床研修医

平成16年8月 滋賀県大津市中川歯科医院

平成19年9月 松阪市林歯科クリニック

平成21年9月 多気郡せこ歯科クリニック

## 3. 開業年月日

平成22年5月1日（予定）

## 4. 家族構成

妻：彩子、長女：彩葉、長男：大志

## 5. 歯科医になった動機

人の役に立てる仕事がしたいと進路に悩んでいた時、人格が大切であり感謝してもらえる仕事だと歯科医である父が言ってくれた謙虚で力強い言葉が動機となりました。

## 6. 大学の所属クラブ ラグビー部

## 7. 趣味 テニス

## 8. 健康法 運動としっかりと寝ること。

## 9. 愛読書及び最近読んで興味のあった本

『仕事で人は成長する』『夢をかなえるゾウ』

## 10. うれしかったこと

何よりもうれしかったことは、現在2歳と0歳の子供が誕生してくれたことです。

## 新入会員 Profile

なかがわたかはる  
中川貴晴先生（伊賀支部所属）

## 1. 学歴

高校 三重県立上野高等学校

大学 大阪歯科大学（平成14年度卒業）

## 2. 卒業後の研修先・勤務先

平成15年4月 大阪大学歯学部附属病院

## 3. 開業年月日 平成22年4月1日

## 4. 家族構成 妻との2人暮らしです。

## 5. 歯科医になった動機

幼い頃から歯科医である祖父、父を見て、人に喜ばれる、やりがいのある仕事だと感じたから。

## 6. 大学の所属クラブ サッカー部

## 7. 趣味 映画鑑賞

## 8. 健康法

運動不足にならないようにしていること。



~~~~~

~~~~~

9. 愛読書及び最近読んで興味のあった本

東野圭吾の作品

10. うれしかったこと

私が補綴学の講師として担当させて戴いた歯科技工士専門学校の学生が、全員無事に国家試験に合格したこと。

## 新入会員 Profile

やましたともひこ  
山下知彦先生（四日市支部所属）

1. 学歴

高校 晓中学高等学校

大学 鶴見大学（平成11年度卒業）

2. 卒業後の研修先・勤務先

平成12年4月 鶴見大学歯周病科

3. 家族構成 妻、長男の3人家族。

4. 歯科医になった動機

歯科一家の環境に育ち、ごく自然のまま。

5. 大学の同級生（県内） 林竜一郎先生

6. 大学の所属クラブ 空手部、釣りサークル

7. 趣味 野球観戦。おいしいお酒を飲むこと。

8. 健康法

細かいことは気にしない。毎日、楽しく明るく生きる。

9. うれしかったこと、悲しかったこと

一昨年、長男が生まれたこと。毎日家族3人、仲良く楽しく過ごしています。逆に悲しかったことは昨年、祖父、祖母が亡くなったことです。



## 新入会員 Profile

さののりえ  
佐野乃里江先生（四日市支部所属）

1. 学歴

高校 セントヨゼフ女子学園高等学校

大学 愛知学院大学（平成8年度卒業）

2. 卒業後の研修先・勤務先

平成9年4月 愛知学院大学

平成11年4月 榊原歯科

平成13年4月 野崎歯科

3. 家族構成 夫、娘2人、父、母

4. 歯科医になった動機 父にすすめられて。

5. 大学の同級生（県内）

安藤由果先生、中村好樹先生

6. 大学の所属クラブ 陸上競技部

7. 趣味 旅行、買物、フラワー アレンジメント

8. 健康法 子どもたちとしっかり遊ぶこと。

9. うれしかったこと

結婚し、2人の娘を授かったこと。



~~~~~

## 互助会各部の現況

(22. 2. 1 ~ 22. 2. 28)

## 第1部（疾病共済）

入会 0名 退会 1名 累計 790名 2,322口  
 収入累計 191,345,917円  $\begin{cases} \text{繰越} & 191,185,574円 \\ \text{入金} & 160,343円 \end{cases}$   
 支出 2,580,000円  
 残高 188,765,917円  $\begin{cases} \text{定期} & 98,000,000円 \\ \text{普通} & 40,765,917円 \\ \text{国債} & 50,000,000円 \end{cases}$

療養給付：5名

死亡給付：2名

## 第2部（火災共済）

入会 0名 退会 1名 累計 809名 942口  
 収入累計 105,390,360円  $\begin{cases} \text{繰越} & 105,180,208円 \\ \text{入金} & 210,152円 \end{cases}$   
 支出 0円  
 残高 105,390,360円  $\begin{cases} \text{定期} & 88,390,000円 \\ \text{普通} & 17,000,360円 \end{cases}$

## 第3部（災害共済）

入会 0名 退会 1名 累計 809名  
 収入累計 28,756,737円  $\begin{cases} \text{繰越} & 28,727,237円 \\ \text{入金} & 29,500円 \end{cases}$   
 支出 0円  
 残高 28,756,737円  $\begin{cases} \text{定期} & 22,300,000円 \\ \text{普通} & 6,456,737円 \end{cases}$

## 歯科国保組合の現況

## 平成21年12月保険給付状況

		件数	費用額	保険者負担額 (金額)
療養給付費	当月分	3,487	43,390,474	30,775,610
	累計	30,370	388,048,418	275,085,581
療養費	当月分	82	486,665	342,889
	累計	772	4,693,287	3,286,706
高額療養費	当月分	29		1,343,748
	累計	203		17,611,548
移送費	当月分	—		—
	累計	—		—
出産育児一時金	当月分	2		840,000
	累計	22		8,440,000
葬祭費	当月分	—		—
	累計	2		230,000
傷病手当金	当月分	14		474,000
	累計	132		3,861,000

## 収支状況 (21年度22年1月累計)

区分	金額
歳入合計	1,168,791,659
歳出合計	610,855,148
収支差引残	557,936,511

## 被保険者異動状況 (22年2月28日現在)

区分	被保険者数	前月との比較
組合員	2,567	△ 7
家族	1,869	△ 6
計	4,436	△ 13

## 互助会各部の現況

(22. 3. 1 ~ 22. 3. 31)

## 第1部 (疾病共済)

入会 0名 退会 1名 累計 789名 2,319口  
 収入累計 188,841,917円  $\begin{cases} \text{繰越} & 188,765,917円 \\ \text{入金} & 76,000円 \end{cases}$

支出 2,520,000円

残高 186,321,917円  $\begin{cases} \text{定期} & 98,000,000円 \\ \text{普通} & 38,321,917円 \\ \text{国債} & 50,000,000円 \end{cases}$

療養給付：5名

死亡給付：1名

## 第2部 (火災共済)

入会 0名 退会 1名 累計 808名 873口  
 収入累計 105,440,570円  $\begin{cases} \text{繰越} & 105,390,360円 \\ \text{入金} & 50,210円 \end{cases}$

支出 0円

残高 105,440,570円  $\begin{cases} \text{定期} & 88,390,000円 \\ \text{普通} & 17,050,570円 \end{cases}$

## 第3部 (災害共済)

入会 0名 退会 1名 累計 808名  
 収入累計 44,915,247円  $\begin{cases} \text{繰越} & 28,756,737円 \\ \text{入金} & 16,158,510円 \end{cases}$

支出 0円

残高 44,915,247円  $\begin{cases} \text{定期} & 22,300,000円 \\ \text{普通} & 22,615,247円 \end{cases}$

## 歯科国保組合の現況

## 平成22年1月保険給付状況

		件 数	費用額	保険者負担額 (金額)
療養給付費	当月分	3,238	46,103,258	32,634,358
	累計	33,608	434,151,676	307,719,939
療養費	当月分	81	422,382	297,395
	累計	853	5,115,669	3,584,101
高額療養費	当月分	24		2,561,698
	累計	227		20,173,246
移送費	当月分	—		—
	累計	—		—
出産育児一時金	当月分	5		2,100,000
	累計	27		10,540,000
葬祭費	当月分	1		150,000
	累計	3		380,000
傷病手当金	当月分	15		484,000
	累計	147		4,345,000

## 収支状況 (21年度22年2月累計)

区分	金額
歳入合計	1,239,854,328
歳出合計	678,852,663
取支差引残	561,001,665

## 被保険者異動状況 (22年3月31日現在)

区分	被保険者数	前月との比較
組合員	2,561	△ 6
家族	1,872	3
計	4,433	△ 3

## 編 集 後 記

ここ最近、私に起きた出来事といえば、高熱による休診に長引く気管支炎、足の捻挫にぎっくり腰。これが厄年なのか、それとも日頃の行いが悪いだけなのか。

考えてみれば、今年に入ってから心身ともに健康と言える日はほとんどありません。子供と公園で鬼ごっこをしても5分で座り込んでしまう。増える体重と落ち続ける体力から目を背け続けるのにも限界がきました。

「このままではいけない」。メタボ対策と体力アップのために自転車とバドミントンを始めようと決

心を固めました。「続くはずがない」という家族の心ない言葉は聞こえないふりをして、イタリア製の自転車の納車を待ちながらラケットを選びます。

楽しいバドミントン&自転車ライフを妄想し、にやにや笑いながらも「また飽きて止めてしまったらどうしよう」「家族の中での自分の立場はどうなってしまうのか」等と不安が心をよぎります。今から言い訳を考えなくては。

(広報編集委員・呉山隆浩 記)



**中央三井信託銀行**

●遺言・相続 ●不動産 ●ローン ●資産運用の総合コンサルタント

**中央三井の遺言信託**

中央三井信託銀行が遺言執行者となり、  
あなたのご意思を確実に実行いたします。  
法定相続ではなく、より実情にあった遺産分配をしたい。  
社会・公益のために遺産を役立てたい。  
そうしたご意思の実現には「遺言」が不可欠です。  
中央三井の遺言信託は、遺言書作成のお手伝いから  
保管・管理、遺言の執行まで一貫してサポート。  
まずは財産コンサルタントまで、ご相談ください。



**相続、安心。**

自分の意思どおりに遺産を分け与えたい。

【遺言信託標準報酬等(消費税等含む)】(平成22年4月1日現在)

●遺言書作成時：基本保管料105,000円および保管料(年間6,300円の月割り計算) ●遺言書保管中：年間保管料6,300円 ●遺言書変更時：変更遺言書保管料52,500円 ●遺言執行時：遺言執行標準報酬(財産の相続税評価額に当社規定の率を乗じた額。ただし、最低報酬は105万円。)  
詳しくは窓口までお問い合わせください。

**中央三井信託銀行 四日市支店**  
〒510-8650 四日市市諏訪町5番4号

届出第7号

**TEL.059-351-1535**

平成22年5月10日印刷/平成22年5月15日発行

発行所/〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目120-2 三重県歯科医師会 059-227-6488

発行人/峰 正博/編集/広報編集委員会/印刷所/矢田印刷

三重県歯科医師会ホームページ address <http://www.dental-mie.or.jp/>

# 快適が好きです。

親しみやすさを感じさせるユニフォームは  
癒しを与えてくれます。

今、題のプリントウェアは「癒しとやしさ  
に満ちた医療」をコンセプトに作られた、見る  
人に優しさと温もりを感じさせる快適な美しい  
プリントユニフォームです。



KURA-UNI CORPORATION

ユニフォームで人とコミュニケーション

株式会社 クラユニコーポレーション

あらゆるニーズに、確かな「ユニフォーム力」でお応えします。

□津本社 津市中央12-1 TEL059-226-8911 FAX059-225-8911  
□四日市支店 四日市市諏訪町12-1 TEL059-351-8911 FAX059-351-8910  
□伊勢支店 伊勢市宮町1-9-20 TEL0596-24-8911 FAX0596-24-8583  
□名古屋支店 名古屋市東区飯田町38 TEL052-931-8910 FAX052-931-8919  
●ホームページ <http://www.kurauni.co.jp> ●FreeDia話 0120-11-8911

# メスキュード

## 完全無害処理

### 医療廃棄物・産業廃棄物の安全管理システム

メスキュードシステムは、  
超高温溶融処理による  
医療廃棄物・産業廃棄物の  
リサイクル・再利用システムです。

これからの廃棄物処理は、溶融が主流です。  
溶融された廃棄物は、路盤補強材として再利用されます。  
環境にやさしい処理、それはメスキュード中央(株)・共英製鋼(株)・  
(株)共英メソナが誇るメスキュードシステムです。

- ◇メスキュードは、医療廃棄物処理費の一部を「メスキュード医療安全基金」として、社会へ還元をしています。  
◇事業系一般廃棄物処理の御用命も承っております。

メスキュード中央株式会社

本社 三重県伊勢市上地町1742番地4  
TEL (0596) 28-0119 FAX (0596) 21-0119  
津支店 三重県津市垂水135 泉屋ビル1F  
TEL (059) 224-0119 FAX (059) 222-6119  
四日市支店 三重県四日市市中浜田町1-5 田中ビル1F  
TEL (059) 355-0119 FAX (059) 355-0122  
伊賀支店 三重県上野市茅町2687番地8  
TEL (0595) 26-0119  
東京支社 東京都港区台場2-2-2ザ・タワーズ台場WEST3F304  
TEL (03) 5531-0119 FAX (03) 3520-0119  
長野支社 長野県飯田市上郷飯沼3421-1  
TEL (0265) 53-5119 FAX (0265) 53-8119

メスキュードグループ

共英製鋼株式会社

本社 大阪市北区堂島浜1丁目4番16号  
名古屋事業所 愛知県海部郡飛鳥村大字新政成字末之切809番の1  
山口事業所 山口県小野市大字小野田6289番18  
株式会社 共英メソナ  
本社 大阪市西淀川区佃6丁目4番8号  
大阪工場 大阪市西淀川区佃6丁目2番56号  
西淀工場 大阪市西淀川区西島1丁目2番133号



The new  
BMW 5 Series  
Gran Turismo

535i Gran Turismo  
550i Gran Turismo



駆けぬける歓び

## THE BMW 5 SERIES GRAN TURISMO.

新しい発想、初めての感動。

### BMW 5 SERIES GRAN TURISMO 535i

8速AT 5ドア 右ハンドル

8,780,000円

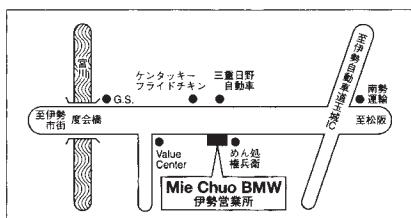
### BMW 5 SERIES GRAN TURISMO 550i

8速AT 5ドア 右ハンドル

11,140,000円

BMW 正規ディーラー

**Mie Chuo BMW**



伊勢営業所/ショールーム  
〒516-0051 伊勢市上地町1040  
TEL.(0596)22-0125 FAX.(0596)22-0123

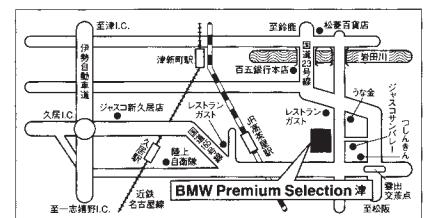
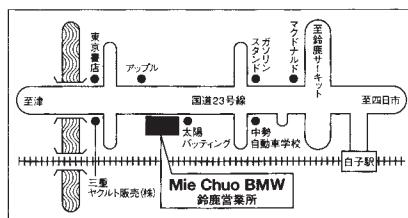


モバイル版MAPはこちらから

URL <http://www.miechoubmw.jp>  
※BMW認定中古車のご用命は、BMW Premium Selection 津へ。

鈴鹿営業所/ショールーム  
〒510-0254 鈴鹿市寺家6-21-21  
TEL.(059)387-3311 FAX.(059)387-1125

モバイル版MAPはこちらから



BMW Premium Selection 津  
〒514-0817 津市高茶屋小森町298  
TEL.(059)238-2288 FAX.(059)238-2388



モバイル版MAPはこちらから

さらなる安心感を皆様へ。――

各種お問い合わせはBMWカスタマー・サポートが対応。

BMWカスタマー・サポート ☎ 0120-55-3578

※BMWカスタマー・サポートは9時～20時まで対応、年中無休。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。お電話の際は、簡単なアンケートにお答えください。尚、路事故などのエマージェンシー・サービスは従来どおり24時間受付いたします。

医院開業プランナーが、“基本構想のご提案”から  
“ご開業・リニューアルまで”トータルでサポートいたします。

暮らし継がれる家  
**三井ホーム**

# 医院開業をトータルで バックアップ

全国で医院開業 3000 棟以上の実績  
大手住宅メーカーでNo.1 (平成19年10月現在)

三井ホームグループのサポートシステム

マーケットリサーチ

開業用地情報収集

設計提案

資金繰り提案

PR・来院促進など

時代や環境により変化する医院づくり(事業承継や医院併用住宅など)  
にも様々なノウハウや知識でご提案いたします。



■名古屋市Kクリニック



■名古屋市Kクリニック

医院開業・マイホーム・新築に関するお問い合わせご相談は

**三井ホーム株式会社**  
中部営業本部 医院開業デスク

☎052-760-3127

〒465-0025 名古屋市名東区上社1-408

三井ホーム中部

検索

✉ chuubu@mitsuihome.co.jp

# どうしても医学部に合格したい！ ～医学部受験の夢を叶える医進サクセス～

## 2010 年度 医進サクセス 合格実績

藤田保健衛生大学 医学部(特待) 愛知医科大学  
順天堂大学 医学部 東京慈恵会医科大学  
金沢医科大学 川崎医科大学  
名古屋市立大学 医学部 他国立・私立医学部

医進一新！  
医学部絶対合格が  
私たちの使命です！

医学部を多数輩出している精銳講師陣続々参入！校舎も改装し、一層充実した医進サクセスにぜひご来校下さい。

医進サクセス 総定員 45名 (定員まであとわずか)  
高卒生・高3生定員 20名 中1～高2各定員 5名

## 医学部合格を確実にする全方位指導体制

- ・実力講師が全身全霊で偏差値70以上に引き上げる完全個別指導
- ・ライバルと切磋琢磨して実戦力を磨く最大7名の少人数授業
- ・疑問点をその場で解消し弱点を補強する巡回個別指導F.I.T
- ・英単語力＆英熟語力を飛躍的に伸ばす英単語・熟語道場
- ・2ヶ月に一度学習進捗状況を確認する学力判定テストS.S.C.T
- ・受験生を20名に限定して徹底的に鍛え上げる少人数定員制
- ・医学部入試に精通したプロ講師による万全の小論文＆面接特訓
- ・少人数制だからこそ心のケアまで行き届く完全担任制

一人ひとりを心から大切にし、育て、合格へと導きます！

出題傾向を徹底分析 私大医学部合格コース

センター試験から2次試験まで  
超難関を突破する真の実力を養成 国公立大医学部合格コース

愛知医科大学合格コース  
藤田保健衛生大学合格コース

名大医学部合格コース  
名市大医学部合格コース

医学部のみに焦点をあて、一人ひとりを志望校へ導く。

医学部受験専門予備校

対象／中1～高卒生

医進サクセス 千種本部校

TEL/FAX 052-733-6887

●千種総合駅徒歩1分

詳しくはホームページにて・・・

<http://http://www.supersuccess.jp/ishin/>

医進サクセス

検索

# 医進サクセス



心配、グッバイ。  
損保ジャパン。

株式会社 損害保険ジャパン  
三重支店 津支社  
〒514-0004 三重県津市栄町3-115  
TEL.059(226)3011  
<http://www.sompo-japan.co.jp>

会員好評受付中!

**mint**

三重インターネットサービス

ブロードバンドが未来をひらく!  
mintはインターネットをトータルにサポートします。

<http://www.mint.or.jp/>

お問い合わせは

**MDT 三重データ通信株式会社**

TEL : 059-223-1818  
E-Mail : [info@mint.or.jp](mailto:info@mint.or.jp)